

素案内に示されている目標値や見込値は現時点の数値で、計画策定までに変わることがあります。

取 手 市 第 6 期 障 害 福 祉 計 画

(令和3年度～5年度)

取手市障害福祉計画
取手市障害児福祉計画

(素 案)

令和 3 年 月
取 手 市

取手市第6期障害福祉計画

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 1. | 計画策定の趣旨 | |
| 2. | 計画の位置づけ | |
| 3. | 計画の対象者 | |
| 4. | 計画の期間 | |
| 5. | 計画の進行管理について | |
| 第2章 | 障害者福祉施策をめぐる現状 | 3 |
| 1. | 障害者手帳の所持者数 | |
| 2. | 自立支援医療や難病について | |
| 3. | 障害児の健やかな育成のための支援について | |
| 4. | 障害福祉サービスについて | |
| 第3章 | 基本目標（令和5年度の将来像） | 20 |
| 1. | 策定の趣旨及び位置づけ | |
| 2. | 成果目標の設定 | |
| 3. | 障害福祉サービス等の見込み量について | |
| 4. | 障害児通所支援，障害児相談支援の見込み量について | |
| 5. | 地域生活支援事業の見込み量について | |
| 第4章 | 今後の施策の推進 | 62 |
| 1. | 計画の進行管理 | |
| 2. | 関係機関等との連携強化 | |

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「取手市第 6 期障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援や地域社会における共生を実現するため、行政として実行すべき障害福祉サービスを明らかにしたものです。

障害者総合支援法第 88 条に基づき、国の定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号：令和 2 年 5 月 19 日改正）（以下、「基本指針」という。）が告示され障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たり基本的事項が示されました。これを踏まえ、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、これまで実施してきた障害福祉サービスの状況を踏まえ、令和 5 年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法（第 88 条）に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、障害福祉サービスの必要な見込み量等の数値目標や見込み量確保のための方策を定める計画です。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び茨城県の計画との整合性を図りながら、第 6 次取手市総合計画に即した「取手市地域福祉計画」及び、平成 30 年度に見直された障害者福祉分野の計画である「取手市障害者福祉計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」との整合を図っています。

3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。

また「児童」とは児童福祉法において18歳未満の者をいい「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む。）、治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病であって、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

4. 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。本計画は、第6期計画として、令和3年度を初年度として、令和5年度までの3年間の計画期間とします。

5. 計画の進行管理について

国の基本指針では、計画に定める成果目標や活動指標について、年に1回は実績を把握し、進捗状況、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、評価、分析を行い、必要があると認めるときは、計画期間中においても本計画の変更や事業の見直し等必要な処置を講じることとされています。

国の動向や社会情勢、本市の障害者の置かれている状況等が変化した場合、計画期間中でも本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

第2章 障害者福祉施策をめぐる現状

1. 障害者手帳の所持者数

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されます。市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度（精神通院）を利用している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在、身体障害者（児）が3,377人で、総人口107,076人（令和2年3月1日住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ3.15%。療育手帳所持者（知的障害者（児））は776人で、およそ0.72%となっています。

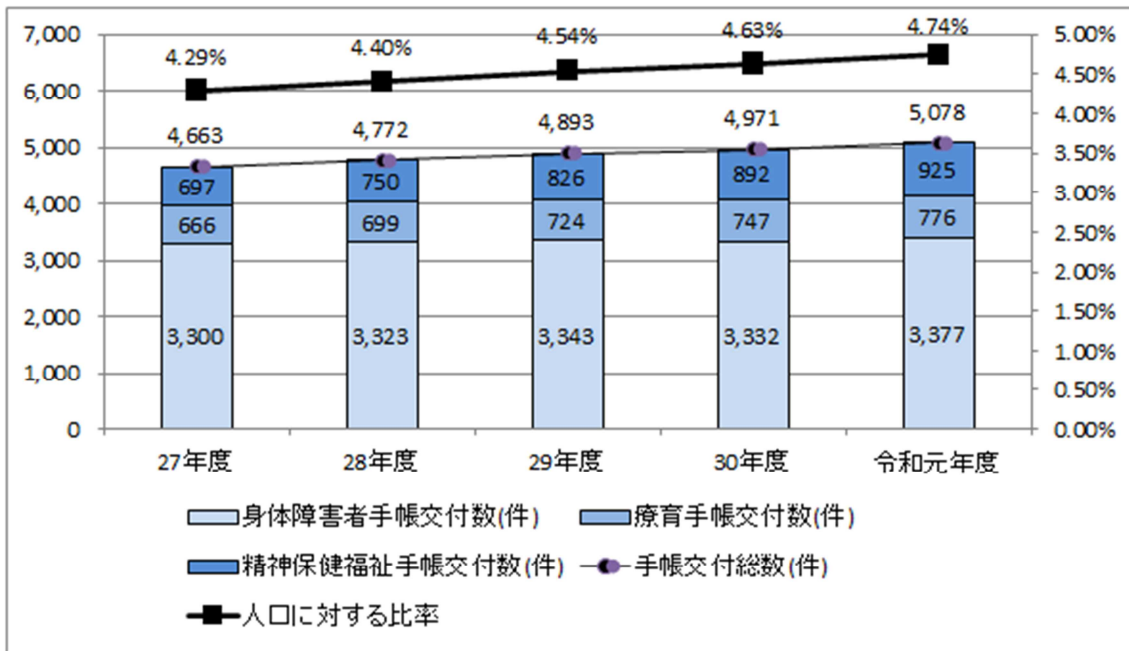
精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は925人、およそ0.86%。自立支援医療制度（精神通院）の利用者は延べ1,853人、およそ1.73%となっています。

また、人口に対する身体、知的、精神障害者の割合は、過去5年間をみても増加傾向にあり、特に精神障害者の割合は、高い伸び率を示しています。（平成27年度と比較し令和元年度の手帳交付総数の伸び率は8.89%）

精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成27～令和元年度までの5年間で約1.3倍となっています。

障害者手帳所持者の推移

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障害者手帳交付数(件) | 3,300 | 3,323 | 3,343 | 3,332 | 3,377 |
| 療育手帳交付数(件) | 666 | 699 | 724 | 747 | 776 |
| 精神保健福祉手帳交付数(件) | 697 | 750 | 826 | 892 | 925 |
| 手帳交付総数(件) | 4,663 | 4,772 | 4,893 | 4,971 | 5,078 |
| 人口総数(人) | 108,704 | 108,343 | 107,696 | 107,332 | 107,076 |
| 人口に対する比率 | 4.29% | 4.40% | 4.54% | 4.63% | 4.74% |



(2) 身体障害者手帳

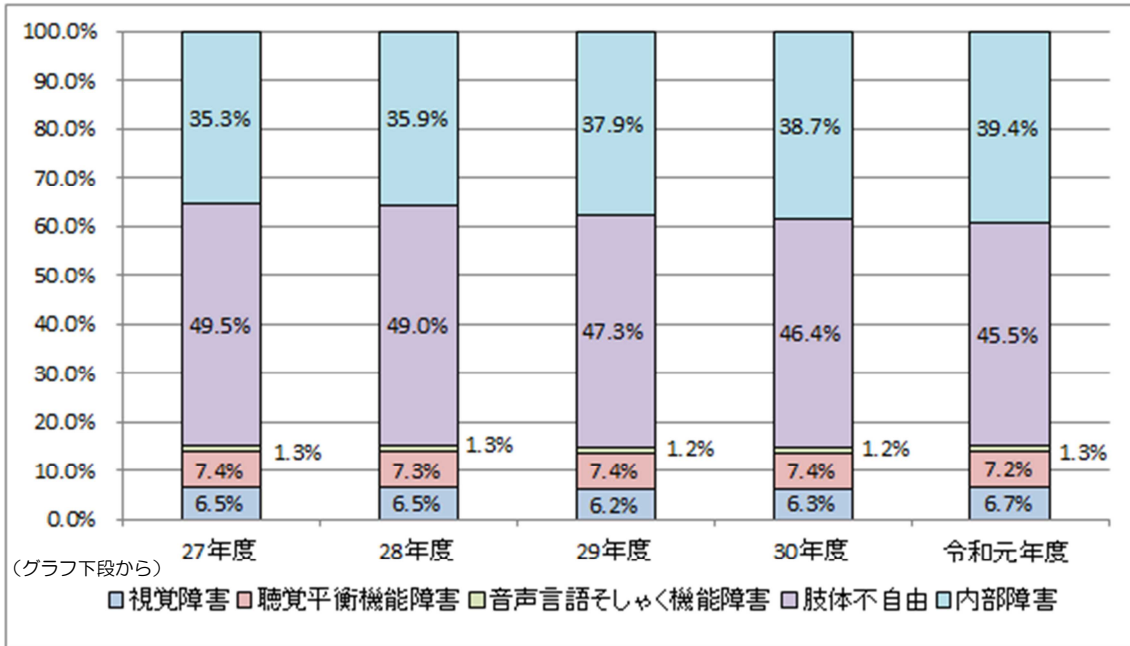
令和2年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者は3,377人で、障害種類別についてみると、視覚障害227人、聴覚平衡機能障害243人、音声言語そしゃく機能障害43人、肢体不自由1,535人、内部障害1,329人と、その85%を肢体不自由と内部障害で占めています。また、等級別に見ると1級1,292人、2級476人、3級485人、4級771人、5級173人、6級180人と、重度である1,2級が52%を占めています。

更に年齢別にみてみると、65歳以上の人は2,530人と、全体の75%を占めているのが特徴的です。65歳以上の高齢者36,357人（令和元年10月1日現在）のうち、約15人に1人の高齢者が身体障害者となっています。

令和元年度の新規認定者253人中、18歳以上の認定者246人中、65歳以上の人は174人で70.7%を占めています。65歳以上の手帳所持者が多い要因と考えられます。

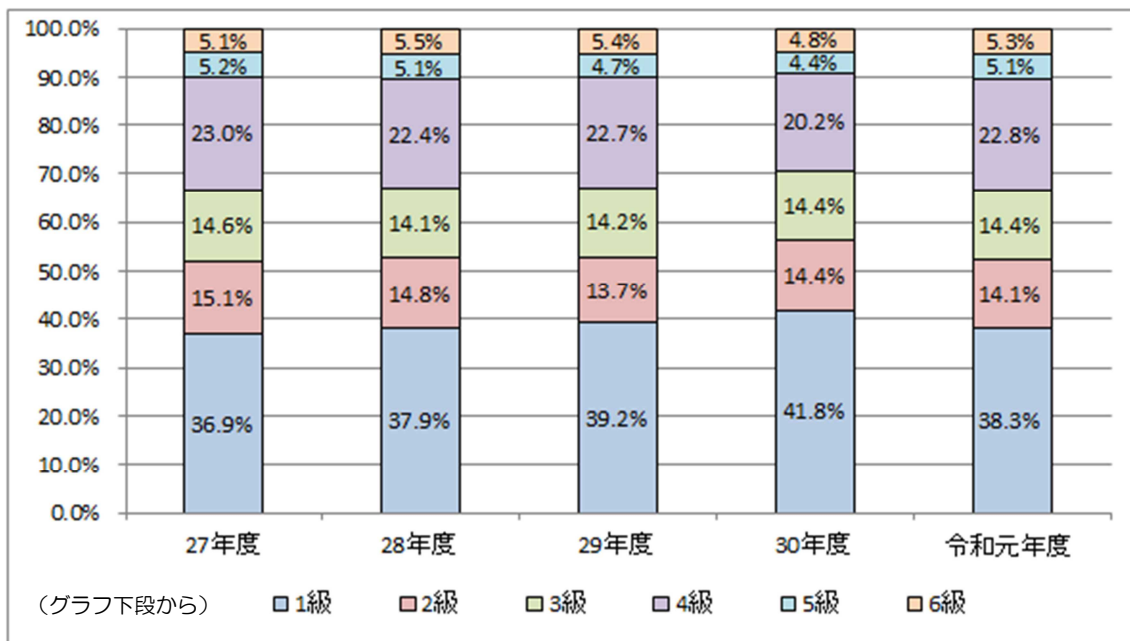
障害別の手帳所持者の推移と障害別構成 ※交付件数は各年度末の数値

| (件) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚障害 | 214 | 217 | 207 | 209 | 227 |
| 聴覚平衡機能障害 | 244 | 243 | 249 | 247 | 243 |
| 音声言語そしゃく機能障害 | 43 | 44 | 40 | 41 | 43 |
| 肢体不自由 | 1,633 | 1,627 | 1,580 | 1,545 | 1,535 |
| 内部障害 | 1,166 | 1,192 | 1,267 | 1,290 | 1,329 |
| 合計 | 3,300 | 3,323 | 3,343 | 3,332 | 3,377 |



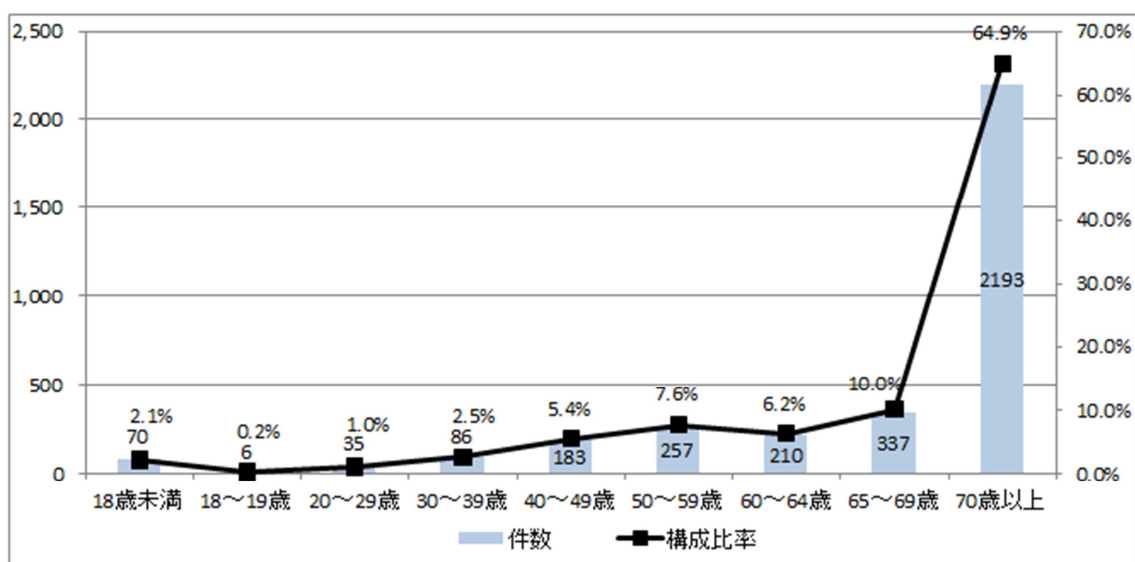
等級別の推移と等級別構成

| (件) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 1,219 | 1,261 | 1,312 | 1,393 | 1,292 |
| 2級 | 499 | 493 | 457 | 481 | 476 |
| 3級 | 483 | 469 | 476 | 479 | 485 |
| 4級 | 760 | 746 | 759 | 673 | 771 |
| 5級 | 170 | 171 | 158 | 146 | 173 |
| 6級 | 169 | 183 | 181 | 160 | 180 |
| 合計 | 3,300 | 3,323 | 3,343 | 3,332 | 3,377 |



令和2年3月31日現在の手帳所持者年齢別構成

| (年齢区分) | 人数 | 構成比率 |
|--------|-------|--------|
| 18歳未満 | 70 | 2.1% |
| 18～19歳 | 6 | 0.2% |
| 20～29歳 | 35 | 1.0% |
| 30～39歳 | 86 | 2.5% |
| 40～49歳 | 183 | 5.4% |
| 50～59歳 | 257 | 7.6% |
| 60～64歳 | 210 | 6.2% |
| 65～69歳 | 337 | 10.0% |
| 70歳以上 | 2,193 | 64.9% |
| 合計 | 3,377 | 100.0% |

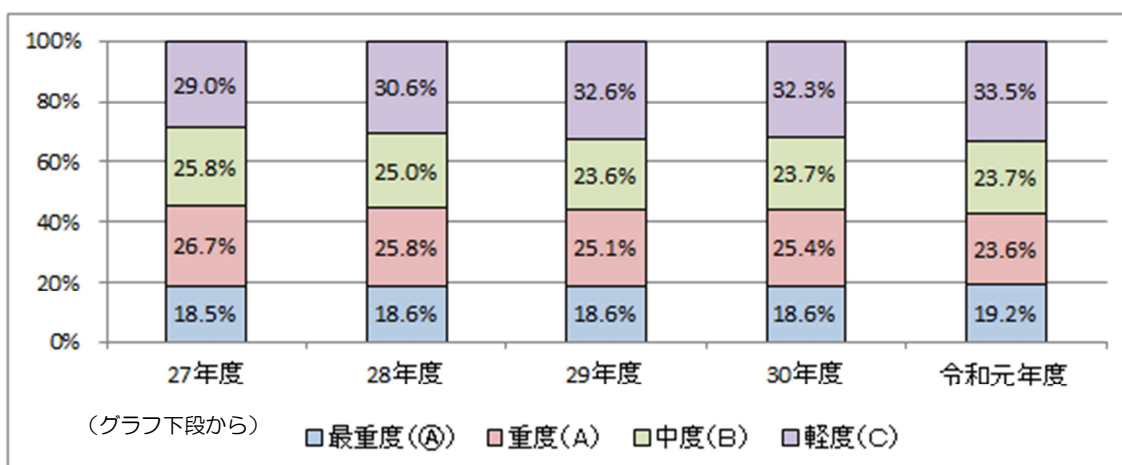


(3) 療育手帳（知的障害者）

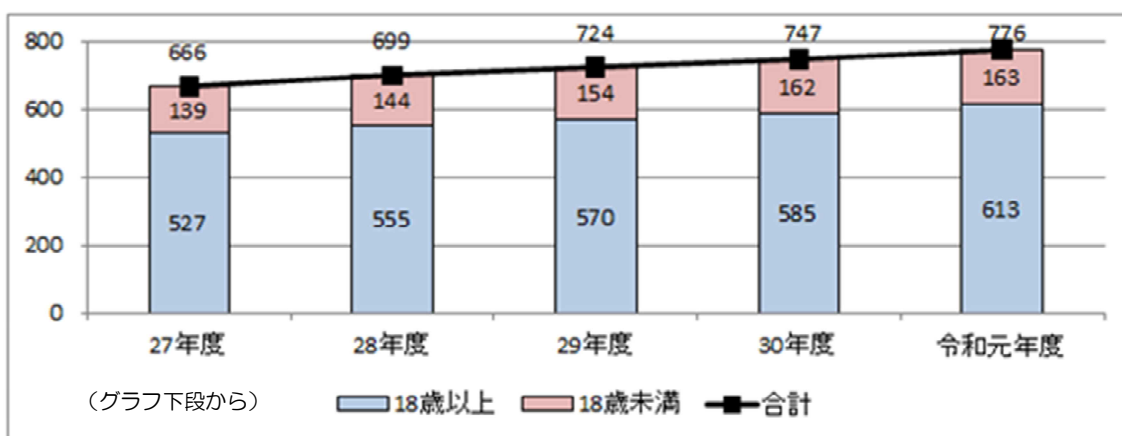
知的障害とは、知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者で、療育手帳の所持者数は、令和元年度末776人で、平成27年度と比較すると110人増加しました。令和元年度の手帳所持者等級別みると最重度の㊤が149人、重度Aが183人、中度Bが184人、軽度Cが260人でした。手帳の所持者は徐々に増加する傾向にあり、軽度Cの増加は他に比べ多いことがうかがえます。年齢層でみると18歳以上への交付が613人と、全体の78.9%となっています。

手帳所持者の推移と等級別構成 ※人数は各年度末の数値

| (件) | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|---------|-------|------|------|------|------|-------|
| 最重度 (A) | 18歳以上 | 104 | 107 | 111 | 115 | 125 |
| | 18歳未満 | 19 | 23 | 24 | 24 | 24 |
| | 小計 | 123 | 130 | 135 | 139 | 149 |
| 重度 (A) | 18歳以上 | 142 | 145 | 148 | 152 | 150 |
| | 18歳未満 | 36 | 35 | 34 | 38 | 33 |
| | 小計 | 178 | 180 | 182 | 190 | 183 |
| 中度 (B) | 18歳以上 | 139 | 145 | 141 | 145 | 152 |
| | 18歳未満 | 33 | 30 | 30 | 32 | 32 |
| | 小計 | 172 | 175 | 171 | 177 | 184 |
| 軽度 (C) | 18歳以上 | 142 | 158 | 170 | 173 | 186 |
| | 18歳未満 | 51 | 56 | 66 | 68 | 74 |
| | 小計 | 193 | 214 | 236 | 241 | 260 |
| 合計 | 18歳以上 | 527 | 555 | 570 | 585 | 613 |
| | 18歳未満 | 139 | 144 | 154 | 162 | 163 |
| | 合計 | 666 | 699 | 724 | 747 | 776 |



手帳所持者の年齢層構成



(4) 精神障害者保健福祉手帳

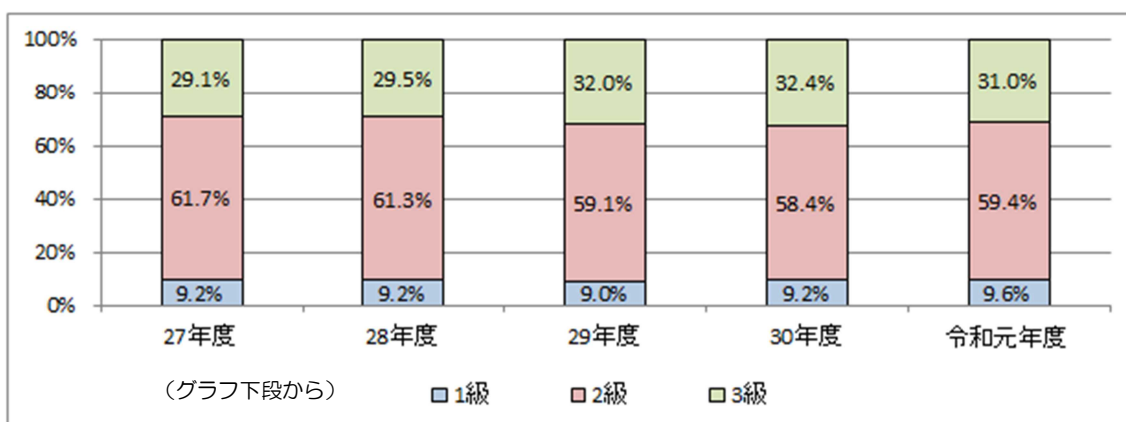
精神障害者保健福祉手帳は精神疾患のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象で手帳所持者の人数は、平成27年度と令和元年度を比較すると228人増加の925人と、身体、療育と比較しても増加が顕著です。

等級別にみると、1級が89人、2級が549人、3級が287人と、約6割を2級が占めています。また、手帳所持者は年々増加傾向にあることがうかがえます。

等級別の割合をみても、27年度と比較すると1級は39%増の89人、2級は27.6%増の549人、3級は41.3%増の287人となっています。

手帳所持者数の推移と等級別構成 ※交付件数は各年度末の数値

| (件) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 1級 | 64 | 69 | 74 | 82 | 89 |
| 2級 | 430 | 460 | 488 | 521 | 549 |
| 3級 | 203 | 221 | 264 | 289 | 287 |
| 合計 | 697 | 750 | 826 | 892 | 925 |



2. 自立支援医療や難病について

(1) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療があります。

- 精神通院医療

精神障害者に対し、本人が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療

- 更生医療

身体障害者に対して行われるその更生のために必要な医療

・育成医療

障害児（身体に障害のある者に限る）に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療

令和2年3月末現在、自立支援医療（精神通院）認定者数は1,853人で前年比で82人増えています。年次推移をみると平成30年度は減っているものの平成27年度から増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）を利用する人の約37.9%、703の人が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。

更生医療、育成医療の給付決定者については年によってばらつきが見られます。更生医療にあっては内部障害の治療の給付費が多くを占めています。

自立支援医療の受給者数の推移

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療認定者数（精神通院） | 1,554 | 1,659 | 1,816 | 1,771 | 1,853 |
| 自立支援医療給付決定者数（更生医療） | 37 | 32 | 35 | 38 | 37 |
| 自立支援医療給付決定者数（育成医療） | 27 | 23 | 6 | 3 | 15 |

自立支援医療（精神通院）利用者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数

（令和元年度末）

| (人) | 所持者数 | 手帳のみ | 手帳＋自立 |
|-------------|------|------|-------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 925 | 222 | 703 |

| (人) | 所持者数 | 自立のみ | 手帳＋自立 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療（精神通院） | 1,853 | 1,150 | 703 |

（2）難病等の状況

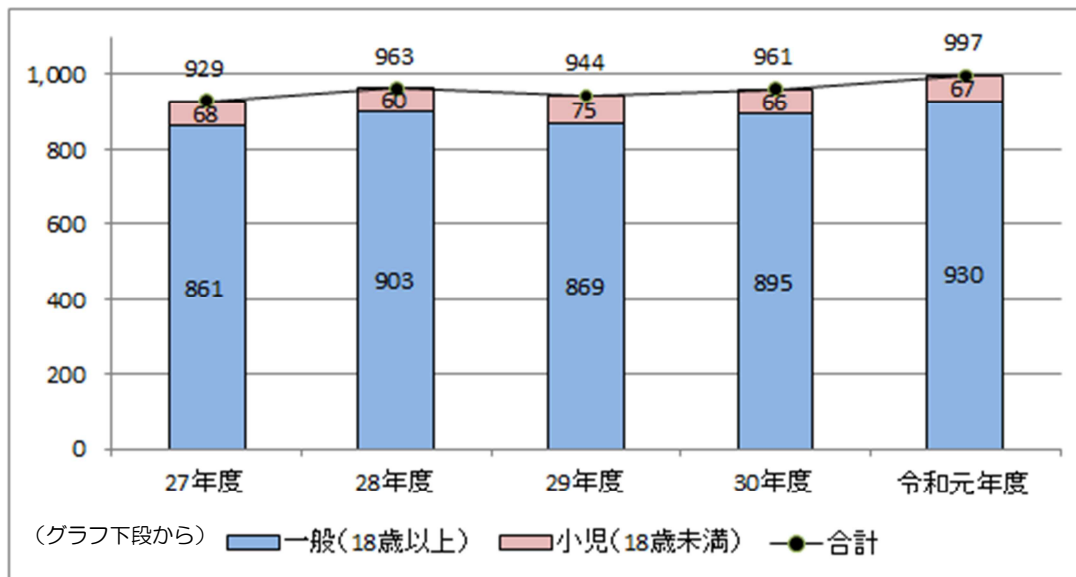
平成25年4月より障害者総合支援法が制定され、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が追加されました。

難病患者に対する医療費助成制度である指定難病特定医療費受給者証所持者数の年次推移をみると、平成29年度は減ったものの平成27年度から増加傾向にあることがうかがえます。

また、平成27年7月より、前述した医療費助成制度の対象疾病が56疾病から令和元年7月には333疾病に拡大されたことから、今後も増加の傾向が見込まれます。

取手市の指定難病特定医療費受給者証等保持者数の推移 ※数値は各年度末

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----------|------|------|------|------|-------|
| 一般（18歳以上） | 861 | 903 | 869 | 895 | 930 |
| 小児（18歳未満） | 68 | 60 | 75 | 66 | 67 |
| 合計 | 929 | 963 | 944 | 961 | 997 |



3. 障害児の健やかな育成のための支援について

(1) 障害児支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で障害の種別にかかわらず質の高い障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の充実に努めます。

障害児通所支援を実施している取手市立こども発達センターの過去5年の利用状況をみてみますと、平成30年度は近隣に事業所もできたこともあり減少しましたが、対象人口に対する契約者数は増えています。利用者の増加に対応したサービスの提供の確保を図ることが課題となっています。

(2) 障害児支援における取手市の療育システムについて

取手市療育システムとは、就学前の児童に関わる機関が、発達に支援が必要とされる児童を早期に発見し、相互に協力しながら一貫した支援を行うことを

目的とした地域における支援体制です。

取手市療育システム連絡会設置要綱に基づき、連絡会は療育システムの推進に関する事、関係機関との連携及び調整に関する事等を所掌します。更に連絡会内に、専門部会と検討部会を設置し、療育システムを円滑に推進するため、発達に遅れや偏りのある児童の問題に関する事、支援サービスに関する事、療育内容に関する事等について調査及び研究を行うものです。

(3) 18歳未満の人口推移

市の総人口に占める18歳未満の割合は年々減少し、令和元年4月1日の18歳未満の子供の人数は13,883人で総人口の12.95%です。

市内の18歳未満の人口推移

各年度4月1日現在

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0歳～5歳 | 4,385 | 4,237 | 4,191 | 4,120 | 4,038 |
| 6歳～17歳 | 10,316 | 10,203 | 10,088 | 9,927 | 9,845 |
| 合計 | 14,701 | 14,440 | 14,279 | 14,047 | 13,883 |
| 総人口比 | 13.46% | 13.27% | 13.19% | 13.04% | 12.95% |
| 総人口 | 109,184 | 108,781 | 108,278 | 107,704 | 107,204 |

(4) 乳幼児健康診査の要経過観察人数

健康診査は運動機能、視覚、聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害、その他疾病の早期発見を目的に行われます。主に1歳6か月児健診と3歳5か月児健診の中で、児童の発達面の課題や支援の必要性を早期に発見し、その後の支援につないでいます。

0歳から5歳の出生数は毎年減少しています。4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳5か月児健診における要経過観察者数の占める割合（健診後、継続して見守りが必要とされる子供）も減少しています。

令和元年度においては4か月児健診では9.75%、1歳6か月児健診では44.88%、3歳5か月児健診では27.3%の子供が要経過観察の対象になっています。

要経過観察者数の占める割合が減っている要因は、保護者のニーズにあわせてのフォロー、BPプログラム（Baby Program お母さん同士で話し合いながらの親子の絆づくりプログラム）への参加者が増え、早期に支援を行っていることが要観察者の減少につながっていると思われます。

療育や医療機関につながる人数は減少していないので、必要なフォローはできていると思われ、今後も支援が必要な時期に適切な支援を行っていく必要があります。

支援の必要な子供の適正な時期での発見、健診後の事後相談と就学までの支援に保健センターでの健診は重要な役割を果たしています。

乳幼児健康診査の要経過観察人数

| (人) | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 元年度 | |
|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
| | 受診者 | 要経過観察者数 | 受診者 | 要経過観察者数 | 受診者 | 要経過観察者数 | 受診者 | 要経過観察者数 | 受診者 | 要経過観察者数 |
| | 要経過観察者数の占める割合 | | 要経過観察者数の占める割合 | | 要経過観察者数の占める割合 | | 要経過観察者数の占める割合 | | 要経過観察者数の占める割合 | |
| 4か月健診 | 615 | 155 | 642 | 126 | 617 | 138 | 634 | 94 | 523 | 51 |
| | 25.20% | | 19.63% | | 22.37% | | 14.83% | | 9.75% | |
| 1歳6か月健診 | 640 | 411 | 680 | 342 | 642 | 328 | 655 | 293 | 586 | 263 |
| | 64.22% | | 50.29% | | 51.09% | | 44.73% | | 44.88% | |
| 3歳5か月健診 | 484 | 187 | 692 | 267 | 696 | 230 | 673 | 216 | 619 | 169 |
| | 38.64% | | 38.58% | | 33.05% | | 32.10% | | 27.30% | |

(5) 市内の公立保育園・幼稚園に通う発達に支援が必要な子供の人数

令和元年度市内の公立保育園・幼稚園に通う726人のうち発達に支援が必要な子供は15.43%となっています。平成29年度以降減っているのは、事務局から保育所に対象児を絞るように依頼したためです。相談事例が過去にあった事例と同様な場合は過去の事例を参考に対応してもらい、新たな事例や対応困難な事例に対し巡回相談を実施したため減っていましたが、元年度において増えているのは主に未満児クラス（0歳から2歳）と5歳児クラスの対象児が増加傾向にあります。増加の理由については、もう少し変動をみてみないと分かりませんが、元年度から、加配対象児童に対して個別の保育計画を作成すること、1年ごとにその必要性を見直すことを新たに取り組み始めました。特に未満児クラスの対象児が増加したのは、加配の必要性について保育所から相談が増えたことが考えられます。

市内公立保育園・幼稚園に通う発達に支援が必要な子供の推移

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発達に支援が必要な子供の人数 | 130 | 124 | 98 | 80 | 112 |
| 公立保育園・幼稚園在籍者数 | 799 | 805 | 797 | 767 | 726 |
| 在籍者に対する割合 | 16.27% | 15.40% | 12.30% | 10.43% | 15.43% |

(6) 市内の公立小中学校の特別支援学級在籍者数の推移

令和2年5月1日現在市内の公立小学校14校、中学校6校に在籍する6,765人中、特別支援学級在籍者は376人で割合は5.56%で令和元年度までの過去5年間の推移は年々増加したが、令和2年度において在籍者数が減少したのは、在籍の要件を見直したため、在籍者でなくても個々の特性やニーズに合わせた必要な指導は通級指導教室で行われています。

市内の公立小中学校の特別支援学級在籍者の推移

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 知的障害学級 | 56 | 71 | 75 | 94 | 102 | 105 |
| 情緒障害学級 | 161 | 211 | 237 | 255 | 283 | 256 |
| 言語障害学級 | 16 | 20 | 20 | 16 | 16 | 15 |
| 合計 | 233 | 302 | 332 | 365 | 401 | 376 |
| 児童生徒数比 | 3.25% | 4.22% | 4.69% | 5.23% | 5.84% | 5.56% |
| 児童生徒数 | 7,172 | 7,152 | 7,085 | 6,976 | 6,861 | 6,765 |

(7) 障害児通所支援サービスの利用決定者数の推移

障害児通所支援サービスを利用する際に必要な通所受給者証の支給決定者数は年々増加しています。

児童発達支援が29年度以降決定者数が減っているのは、経過観察などで障害児通所サービスの利用にいたらないケースがあります。市による相談支援や地域で継続したサポートが受けられるよう、移行支援を強化したため減少したものです。

児童受給者証支給決定者の推移

| (人) | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童発達支援 | 219 | 250 | 255 | 250 | 233 |
| 放課後等デイサービス | 138 | 167 | 203 | 220 | 256 |
| 保育所等訪問支援 | 0 | 0 | 1 | 7 | 6 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 357 | 417 | 459 | 477 | 497 |

(8) 障害児通所給付費の推移

児童福祉法に規定される障害児通所支援サービスは、その利用に係る経費が規則により定められています。障害福祉サービス費と同様、原則として利用者負担と公費負担においてその経費をまかなう仕組みがとられています。この経費の公費負担部分を給付費と呼んでいますが、サービス実利用者数と同様に直近5年の推移をみると、平成27年度において209,271千円だったもの

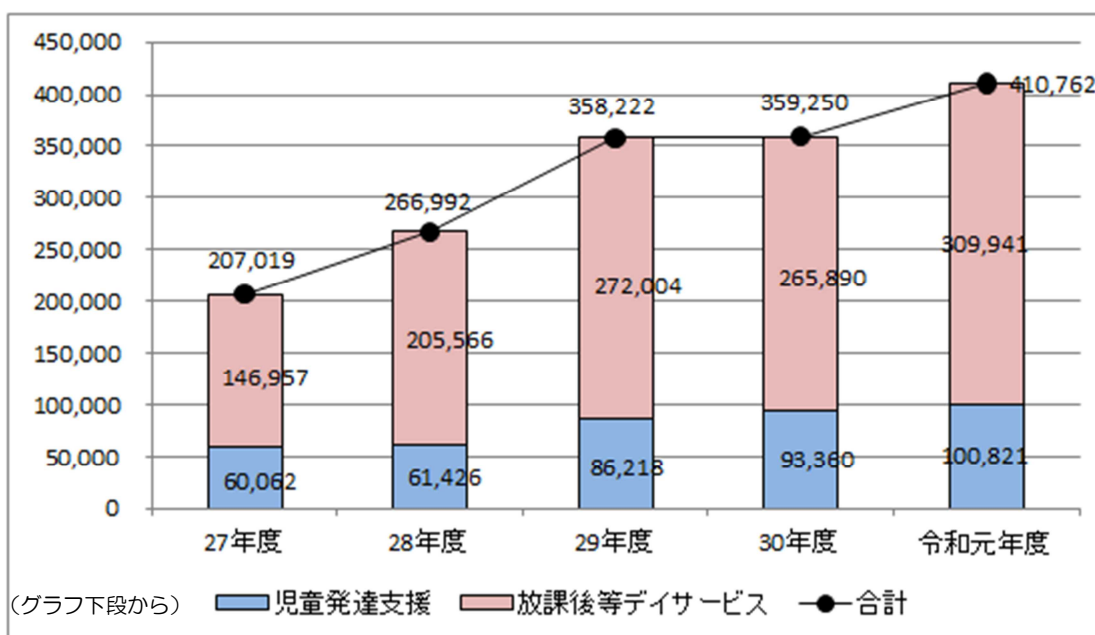
が、令和元年度には426,695千円と5年間で2倍に増加し、利用者数の伸びの39%よりも高い伸び率を示しています。

児童発達支援が60,062千円から100,821千円と約68%の増、放課後等デイサービスは146,957千円から309,941千円と約111%の増で、給付費においては放課後等デイサービスの利用が増えてきていることがうかがえます。また、この給付費についてはサービス提供事業所の増加などから、今後も増加していくものと見込まれます。

障害児通所給付費の推移

| (千円) | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 障害児相談支援 | 2,252 | 3,724 | 7,960 | 8,941 | 11,347 |
| 児童発達支援 | 60,062 | 61,426 | 86,218 | 93,360 | 100,821 |
| 放課後等デイサービス | 146,957 | 205,566 | 272,004 | 265,890 | 309,941 |
| 保育所等訪問支援 | 0 | 0 | 10 | 1,254 | 4,116 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 470 |
| 合計 | 209,271 | 270,716 | 366,192 | 369,445 | 426,695 |

| (千円) | | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 児童発達支援 | 60,062 | 61,426 | 86,218 | 93,360 | 100,821 |
| 放課後等デイサービス | 146,957 | 205,566 | 272,004 | 265,890 | 309,941 |
| 合計 | 207,019 | 266,992 | 358,222 | 359,250 | 410,762 |

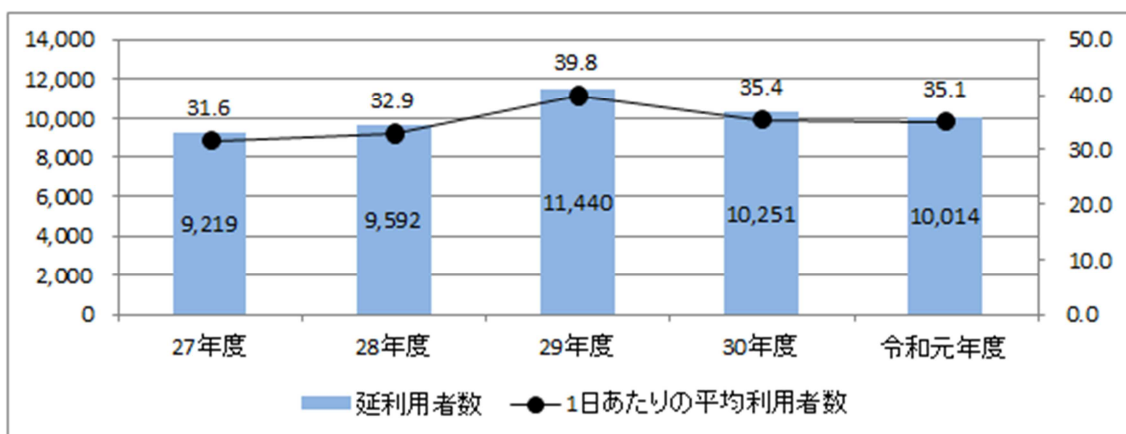


こども発達センター契約者数

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 契約者数 | 252 | 273 | 282 | 280 | 252 |
| 0歳～8歳までの人口 | 6,726 | 6,622 | 6,574 | 6,479 | 6,344 |
| 人口に対する割合 | 3.75% | 4.12% | 4.29% | 4.32% | 3.97% |

こども発達センターの延べ利用者数の推移 ※利用者数は各年度の延べ利用者数

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|--------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 延利用者数 | 9,219 | 9,592 | 11,440 | 10,251 | 10,014 |
| 1日あたりの平均利用者数 | 31.6 | 32.9 | 39.8 | 35.4 | 35.1 |



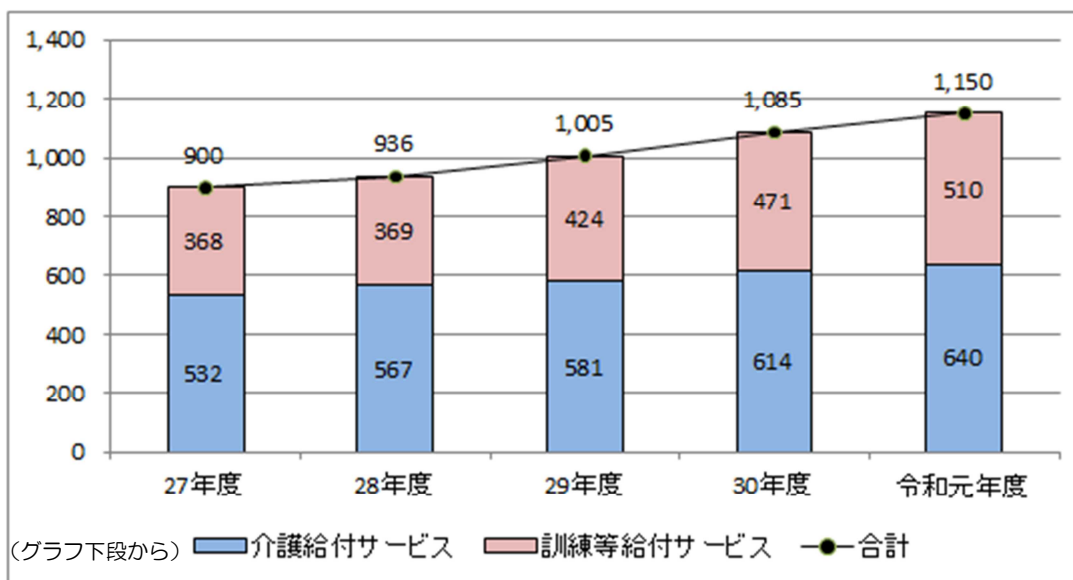
4. 障害福祉サービスについて

(1) 障害福祉サービスの実利用者数の推移

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスは、大きく介護系サービスと訓練系サービスに分けられますが、直近5年間の実利用者数の推移をみますと、平成27年度において900人だったものが令和元年度には1,150人と、28%増加しています。介護系が532人から640人20%の増、訓練系は368人から510人39%増と訓練系サービスの伸び率が高くなっています。これらは障害者の人数の増加も要因のひとつと考えられますが、サービス提供事業所（令和元年度末取手市内には介護系49事業所、訓練系32の事業所があります。）の増加が大きく働いているものと考えられます。今後も利用者は増加すると推測されます。

障害福祉サービスの実利用決定者数の推移 ※各年度3月時の利用者数

| (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----------|------|------|-------|-------|-------|
| 介護給付サービス | 532 | 567 | 581 | 614 | 640 |
| 訓練等給付サービス | 368 | 369 | 424 | 471 | 510 |
| 合計 | 900 | 936 | 1,005 | 1,085 | 1,150 |



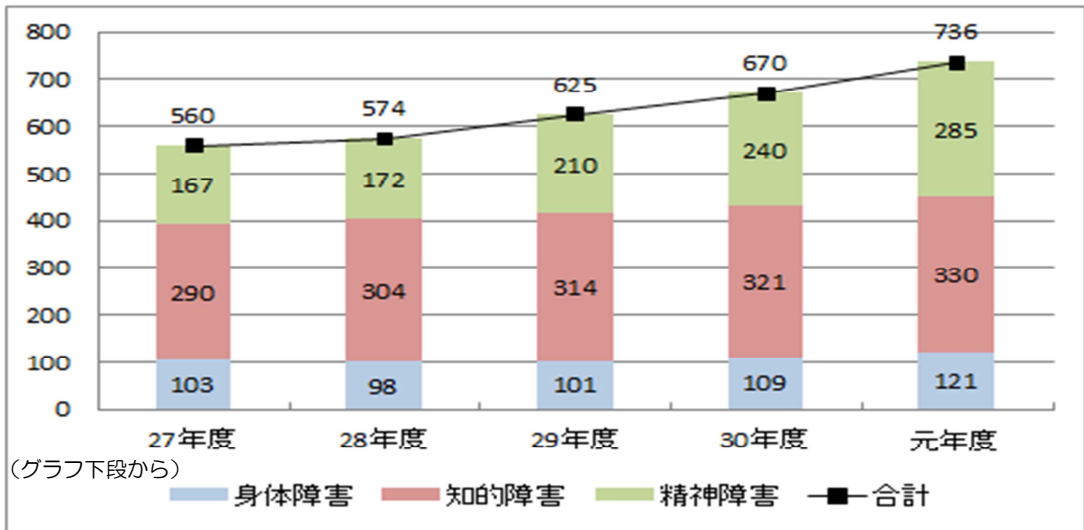
主たる障害種別ごとの利用決定者数

※各年度末決定者数(上記実利用決定者数の推移より少ないのはサービスの重複利用者を除いたためです。

障害福祉サービスの利用者数は年々増加しています。障害の種類ごとに決定者数をみると元年度の決定者736人の内、身体障害者は121人で16.4%、知的障害者は330人で44.8%、精神障害者は285人で38.7%を占めています。

過去1年の障害の種類ごとの伸び率は身体障害者11%、知的障害者2.8%、精神障害者が18.7%となっています。

| 主たる障害 (人) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-----------|------|------|------|------|-----|
| 身体障害 | 103 | 98 | 101 | 109 | 121 |
| 知的障害 | 290 | 304 | 314 | 321 | 330 |
| 精神障害 | 167 | 172 | 210 | 240 | 285 |
| 合計 | 560 | 574 | 625 | 670 | 736 |



障害支援区分の推移

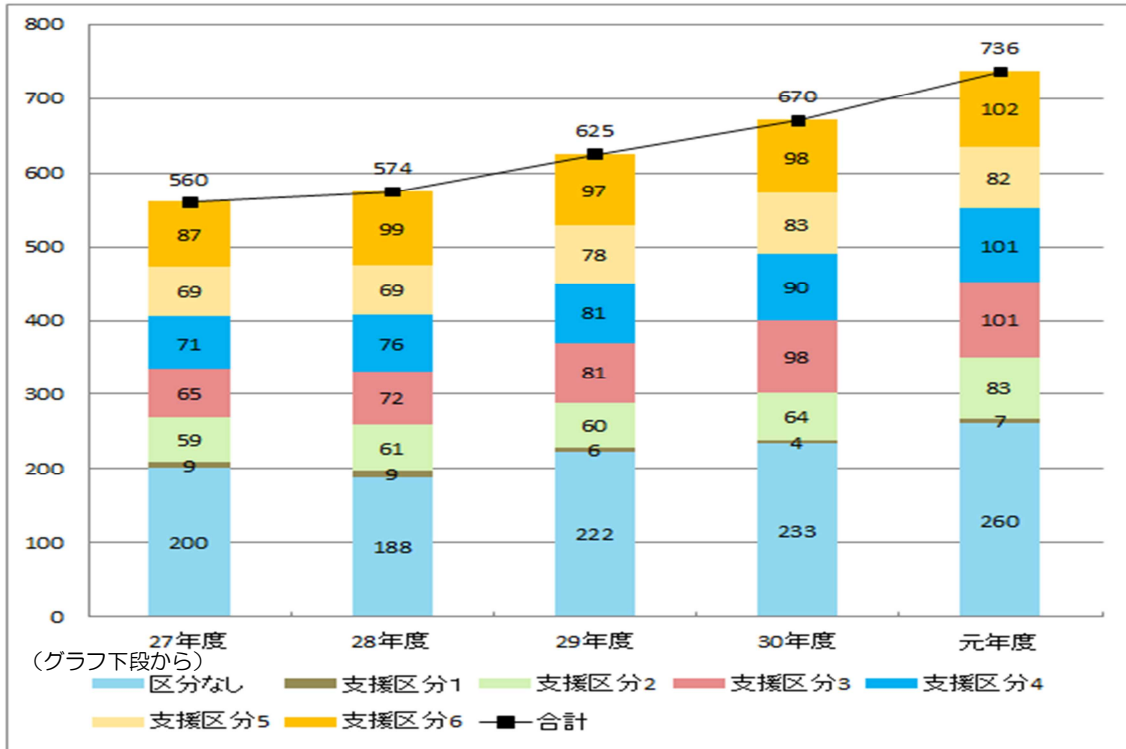
障害の種類ごとに令和元年度の支援区分の割合を見ると、身体障害では支援区分6が全体の28%を占めています。精神障害では、支援区分なしが57.8%を占めています。これは支援区分にかかわらず利用できる訓練等給付のサービス利用者が多いためです。知的障害では支援区分4, 5, 6合わせると61.5%を占めています。

支援区分ごとの伸び率は平成27年度と比較し令和元年度において支援区分2は40.6%増、支援区分3は55.3%増、支援区分4は42.2%増、支援区分5は18.8%増、支援区分6は17.2%増となっています。

(各年度末)

| (人) | 支援区分 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|------|-------|------|------|------|------|-----|
| 身体障害 | 区分なし | 11 | 6 | 11 | 15 | 14 |
| | 支援区分1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 支援区分2 | 10 | 8 | 6 | 7 | 8 |
| | 支援区分3 | 21 | 21 | 21 | 24 | 26 |
| | 支援区分4 | 12 | 14 | 16 | 16 | 26 |
| | 支援区分5 | 13 | 11 | 11 | 13 | 11 |
| | 支援区分6 | 34 | 37 | 35 | 33 | 34 |
| | 合計 | | 103 | 98 | 101 | 109 |
| 精神障害 | 区分なし | 103 | 99 | 129 | 139 | 165 |
| | 支援区分1 | 7 | 8 | 4 | 2 | 3 |
| | 支援区分2 | 34 | 35 | 40 | 46 | 61 |
| | 支援区分3 | 18 | 24 | 31 | 42 | 45 |
| | 支援区分4 | 5 | 5 | 4 | 9 | 9 |
| | 支援区分5 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | 支援区分6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | 167 | 172 | 210 | 240 |
| 知的障害 | 区分なし | 86 | 83 | 82 | 79 | 81 |
| | 支援区分1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| | 支援区分2 | 15 | 18 | 14 | 11 | 14 |
| | 支援区分3 | 26 | 27 | 29 | 32 | 30 |
| | 支援区分4 | 54 | 57 | 61 | 65 | 66 |
| | 支援区分5 | 56 | 57 | 65 | 68 | 69 |
| | 支援区分6 | 53 | 62 | 62 | 65 | 68 |
| | 合計 | | 290 | 304 | 314 | 321 |
| 合計 | | 560 | 574 | 625 | 670 | 736 |

| 支援区分 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|-------|------|------|------|------|-----|
| 区分なし | 200 | 188 | 222 | 233 | 260 |
| 支援区分1 | 9 | 9 | 6 | 4 | 7 |
| 支援区分2 | 59 | 61 | 60 | 64 | 83 |
| 支援区分3 | 65 | 72 | 81 | 98 | 101 |
| 支援区分4 | 71 | 76 | 81 | 90 | 101 |
| 支援区分5 | 69 | 69 | 78 | 83 | 82 |
| 支援区分6 | 87 | 99 | 97 | 98 | 102 |
| 合計 | 560 | 574 | 625 | 670 | 736 |



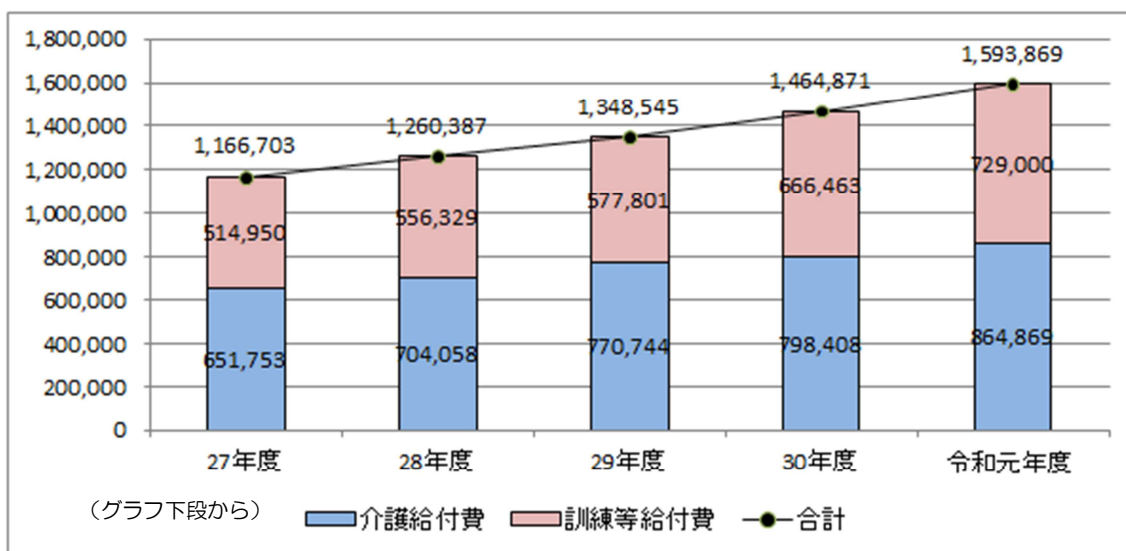
(2) 障害福祉サービスに係る給付費の推移

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスは、その利用に係る経費が規則により定められています。経費とはサービスを提供する事業者に対して支払われるものですが、原則として利用者負担と公費負担においてその経費をまかなう仕組みがとられています。この経費の公費負担部分を給付費と呼んでいますが、サービス実利用者数と同様に直近5年の推移をみると、平成27年度において1,166,703千円だったものが、令和元年度には1,593,869千円と約37%増加しています。介護系が651,753千円から864,869千円と約33%の増、訓練系は514,950千円から729,000千円と約42%の増で、給付費においても訓練系サービスの利用が増えてきていることがうかがえます。

また、この給付費についてはサービス提供事業所の増加や障害者の高齢化などから、今後も増加していくものと見込まれます。

障害福祉サービス給付費の推移 ※各年度の支出累計額

| (千円) | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 介護給付費 | 651,753 | 704,058 | 770,744 | 798,408 | 864,869 |
| 訓練等給付費 | 514,950 | 556,329 | 577,801 | 666,463 | 729,000 |
| 合計 | 1,166,703 | 1,260,387 | 1,348,545 | 1,464,871 | 1,593,869 |



第3章 基本目標（令和5年度の将来像）

1. 策定の趣旨及び位置づけ

「第6期取手市障害福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定にあたっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があるとされています。「基本指針」には基本的事項などの考え方が示されるとともに、令和5年度末の目標を設定する旨が示されます。

取手市においても、国の考え方を踏まえ、サービス提供事業者と連携を取りながらサービス提供体制の充実を図ろうとするものです。

◎第6期計画に係る国の基本指針の主な内容

①【地域における生活の維持及び継続の推進】

- ・入所等から地域生活への移行について、地域生活支援の拠点等の機能の充実及び日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保するなどして、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような地域移行体制の確保

②【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取り組み事項の追加（新設）

③【福祉施設から一般就労への移行等】

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みの一層の促進
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境の整備
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進と、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援を追加

※農福連携ビジョンは地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取り組みの一つで、農業と福祉が連携し障害者の農業分野での活躍を通じて農

業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みで、年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上が期待されます。

④【地域共生社会の実現に向けた取り組み】

- ・「相談支援」・「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」・「地域コミュニティにおけるケア，支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について基本的な姿勢や理念を追加

⑤【発達障害者等支援の一層の充実】

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため，ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害等の家族等に対する支援体制の充実（新設）
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し，適切な発達支援を行う必要があることから，発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性の追加（新設）

⑥【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- ・難聴障害児の支援体制について，児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を追加（新設）
- ・児童発達支援センターについては，地域支援機能を強化し地域社会への参加や*インクルージョン（包容）の推進，今後果たすべき役割を明記
※インクルージョンは，本来「包容，包み込む」ことを意味します。教育及び福祉の領域においては，障害があっても地域の中で地域の資源を利用し，社会全体の中に包み込まれた共生社会を目指すという考え方に基づくもので，障害を一つの個性として認め，提供される支援が個々のニーズに対応し，全てを包み込む社会が望ましいという理念になります。インクルージョンは，障害のある子供たちと障害のない子供が共に同じ場で学ぶことは，単に障害のある子供たちだけでなく，障害のない子供にとっても有益であるという立場に立っています。
- ・障害児入所施設については，ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることや，18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備について追加
- ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたっての人数，家族のニーズ，支援体制の現状の把握を追加
- ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保，家庭環境等を踏まえた支援，家族のニーズの把握及びニーズの多様化を踏まえた協議会を活用した役割の検討を追加
- ・医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる役割（入院中

から退院支援，発達段階に応じた発達支援）を追加

⑦【障害者による文化芸術活動の推進】

- ・障害者の社会参加を促進するため，多様なニーズを踏まえ，文化芸術活動の推進や視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ることを明記（新設）

⑧【障害福祉サービスの質の確保】

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し，より適切に提供できるように，サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうか情報収集する取り組みを追加（新設）

⑨【福祉人材の確保】

- ・障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため，専門性を高める研修の実施，多職種間の連携の推進，障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知，広報等に，関係者が協力して取り組むことを追加（新設）

2. 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

成果目標

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- ②施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減。

分析評価と課題

取手市においては，第4期計画の最終年度である平成29年度末において，当初見込んでいた99人に対し105人の入所，平成30年度は97人，令和元年度末は107人と増加しました。施設入所待機者数は令和元年度末で28人で，待機期間が3年以上の人が半数以上の17人と長期化の傾向もあり，入所待機者は今後も増えると考えられます。これらの要因として最も考えられるものは，近年の社会資源（入所施設）の増加により新たな利用者の増加と，現入所者の高齢化，重度化をはじめ潜在的な入所希望者があること，また地域移行支援サービスの利用の実績が平成27年度から平成30年度まで実績はありませんでした。令和元年度は1人の利用実績がありました。

現入所者が施設入所を利用せざる得ない状況にあること，また退所後の受入れ体制や支援体制の充実を継続して進めていく必要があります。

取手市の考え方

前述の成果目標を踏まえ、令和元年度末時点の取手市の施設入所者である107人のうち、

- ①6%である7人を地域生活に移行
- ②1.6%である2人の入所者数削減

| 区分 | 数値 | 考え方 |
|---------------------------|------|-------------------------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数(A) | 107人 | 国の成果目標が示す基準点 |
| 【目標値①】 地域生活移行者数(B) | 7人 | 令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数(A)の6% |
| 新たな施設入所支援利用者(C) | 28人 | 令和5年度末までに新たに入所支援が必要な者の見込み数 |
| 令和5年度末の入所者(A) - (B) + (C) | 128人 | 令和5年度末時点の利用人員見込み数 |
| 【目標値②】 入所者削減見込み | 2人 | (A)の1.6% |

地域生活への移行に向けた取り組み

障害者等の自立支援の観点から入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域の社会資源も活用し障害者等の生活を地域全体で支えられるようにしていきます。

そのためには、居住の場としてのグループホーム、一般住宅等の確保が必要となり、併せて日中活動の場も確保しつつ、地域住民の理解や協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みを進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施自治体の取り組みは一定程度進んできたが、長期入院患者数の減少など、第5期の成果目標達成に向けた取り組みを引き続き推進する。

保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については第5期計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みである。今後は協議の場の活性化に向けた取り組みを進める。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取り組みを推進していく。

- ①精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。
- ②精神病床における 1 年以上長期入院患者数（内訳としては 65 歳以上、65 歳未満を設定）を平成 30 年度の慢性期の患者数 17 万 2 千人から 5 年度末で 10 万 6 千人から 12 万 3 千人の入院患者数を見込む。
 - ・ 65 歳以上の患者の人数は 7 万人から 8 万人を見込む（減少人数は 2 万 7 千人から 3 万 7 千人）
 - ・ 65 歳未満の患者の人数は、3 万 6 千人から 4 万 3 千人を見込む（減少人数は 2 万 2 千人から 2 万 2 千人）
- ③精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）を令和 5 年度において入院後 3 か月時点の退院率 69%以上、6 か月時点の退院率を 86%以上、1 年時点の退院率を 92%以上とする。

令和 5 年度における目標値を、入院後 3 か月時点の退院率を 5 期と同率、入院後 6 か月時点、1 年時点の退院率はそれぞれ 2%高く設定されています。

取手市の考え方

市でも令和元年度は精神保健福祉士 5 名（障害福祉課 4 名、保健センター 1 名）を配置し、医療機関、相談支援事業所、保健所などと連携し精神障害者の退院支援や地域移行支援を行ってきました。

市の自立支援協議会においても、個別の事例に関する協議、困難事例への対応の協議、地域の関係団体及び関係機関による連携体制並びにネットワーク構築が掲げられています。

市の個別支援体制と自立支援協議会に協議の場を設けることにより、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの役割を担う土台は整えることが可能となります。取手市のことを知るところから始め、取手市で暮らすにはどんなサービスがあるのか、足りないものは何か、障害者の方が何を望んでいるのか、市としてできることは何かをみんなで考えていく、みんなに関心を持っていただく協議の場を整えてまいります。

なお、入院中の精神障害者の把握は市町村において把握していないため、この目標値の設定は行いません。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

成果目標

令和 5 年度末までの間各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討

する。

現状

各地域には障害児者を支える様々な資源が存在しているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じ緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進する。

取手市の考え方

本市でも、国の成果目標を踏まえ引き続き、今後障害のある人等の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をどう整備していくか検討していきます。

令和元年度、自立支援協議会で先進地の多機能型拠点施設を見学し、引き続き基本事業である相談支援事業所、短期入所施設、体験の機会の場のグループホームといった社会資源の確保も含め継続して拠点整備に取り組んでいきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

成果目標

- ①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用して一般就労への移行者を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ②就労移行支援事業の利用者数を令和元年度末の利用者から1.3倍以上とする。
- ③就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とする。
- ④就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とする。
- ⑤就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

取手市の分析評価と課題

取手市では、基準とする令和元年度において市内の各事業所からの聞き取りにより実績が10人（生活介護から0人、自立訓練から0人、就労移行支援から3人、就労継続支援A型から4人、就労継続支援B型から3人）でした。令和元年度の就労移行支援の利用者は市外の事業所も含め月平均34人の利用者がありましたが、その数はサービス利用者数から見るとわずかで、就労への難しさが表れています。

令和元年度の就労定着支援事業の利用者は月平均15人の利用があります。

平成30年度に実施した取手市障害者福祉計画アンケート調査（以下「アンケート調査」という。）でも40%の方が仕事をしたいと回答しています。仕事をしている方の勤務体系では37%がパート、アルバイトで正職員は29%でした。

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考えから、多様な就業の機会の確保と就労支援の体制整備が課題と考えられます

取手市の考え方

実情を踏まえ、過去の実績から下記を見込み設定しました。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| 【目標値①】 年間一般就労者数 | 13人 | 令和5年度において、令和元年度実績の1.27倍以上とする |
| 【目標値②】 年間利用者数 | 44人 | 令和5年度において、令和元年度末の利用者から1.3倍以上とする |
| 【目標値③】 年間一般就労者数 | 5人 | 令和5年度において、令和元年度実績の1.26倍以上とする |
| 【目標値④】 年間一般就労者数 | 4人 | 令和5年度において、令和元年度実績の1.23倍以上とする |
| 【目標値⑤】 年間利用者数 | 9人 | 令和5年度において、一般就労者の7割が就労定着支援事業を利用する。 |
| 【目標値⑥】 事業所数 | — | 令和5年度において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 （市内の事業所の数も少なくサービス期間が短いため数値目標は設定しない。） |

一般就労を促進するための取り組み

アンケート調査において、就労支援として望んでいることは、職場の上司、同僚の障害の理解、勤務時間や勤務日数への配慮、就労後のフォロー、職場と支援機関の連携と回答していました。

働く意欲のある障害者がその適正に応じて能力を十分発揮することができるよう、一人ひとりのニーズに応じた就労支援を行うことができるよう関係機関と連携強化を図ります。

企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用を支援します。

就労移行支援事業所を利用して一般就労した人には就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援による職場定着支援を行います。

3. 障害福祉サービス等の見込み量について

(1) 訪問系サービス

| 区分 | 内容 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①居宅介護 (ホームヘルプサービス) | ①入浴、排せつ、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助 利用できる人は、障害支援区分 1 以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者 |
| ②重度訪問介護 | 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。 利用できる人は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人で、二肢以上の麻ひがあり、歩行、移乗、排せつができない人 障害支援区分 4 以上 |
| ③同行援護 | 移動に著しい困難を有する視覚障害者（障害児にあってはこれに相当する程度の障害を有する状態）に対し移動の援護を行います。 視覚障害で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。身体介護を伴う場合は障害支援区分 2 以上 |

| | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④行動援護 | 著しい行動障害のある障害者の外出時及び外出前後の介助を行います。 知的障害又は精神障害により著しい行動障害のある人で常時介護が必要な人 障害支援区分3以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合) |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 身体介護, 家事援助及び外出介護を総合的に行います。 寝たきり状態で四肢に麻ひがあり, 常時介護が必要な気管切開されている人又は最重度知的障害の人 障害支援区分6に該当(障害児にあってはこれに相当する支援の度合) |

現状と課題

訪問系サービスは、ひと月あたりの利用時間が第5期計画時に見込んだ数よりも伸びています。障害者の高齢化（身体障害者のうち65歳以上が全体の7割）、重度化（障害支援区分6の人が5年前に比べ17.2%増加）などが大きな要因と考えられます。

アンケート調査でも、多くの方が今後利用したいサービスはホームヘルプサービスと回答しています。

訪問系サービスは、利用者の増加傾向に伴いヘルパー等の人材の確保及び多様化するニーズに対応するスキルアップが必要とされています。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用実績を勘案し、令和5年度末において、1か月あたり161人、2,375時間のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・時間)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|-------|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| ①居宅介護 | 見込 量 | 79 | 85 | 92 | 113 | 129 | 147 |
| | | 1,239 | 1,333 | 1,443 | 1,670 | 1,907 | 2,173 |
| | 実績 値 | 78 | 101 | 99 | — | — | — |
| | | 1,243 | 1,475 | 1,406 | — | — | — |

| | | | | | | | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②重度訪問介護 | 見込 量 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 実績 値 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| | | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| ③同行援護 | 見込 量 | 7 | 7 | 7 | 10 | 11 | 12 |
| | | 49 | 49 | 49 | 150 | 165 | 180 |
| | 実績 値 | 8 | 9 | 9 | — | — | — |
| | | 100 | 129 | 177 | — | — | — |
| ④行動援護 | 見込 量 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 52 | 52 | 52 | 22 | 22 | 22 |
| | 実績 値 | 2 | 0 | 0 | — | — | — |
| | | 22 | 0 | 0 | — | — | — |
| ⑤重度障害者 等包括支援 | 見込 量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実績 値 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| | | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 合 計 | 見込 量 | 90 | 96 | 103 | 125 | 142 | 161 |
| | | 1,341 | 1,435 | 1,545 | 1,842 | 2,094 | 2,375 |
| | 実績 値 | 88 | 110 | 108 | — | — | — |
| | | 1,365 | 1,604 | 1,583 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの平均利用時間数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

訪問系サービスの確保の方策

訪問系サービスは、障害者の在宅生活を支える重要なサービスです。障害のある人等が可能な限り住み慣れた居宅で安心した生活を送るために必要なサービスであり、今後は、入所施設からの退所又は精神科病院からの退院により、地域生活に移行した場合、訪問系サービスの利用者の増加が見込まれるため、事業者に対して事業拡充や新規参入を促し提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

| 区分 | 内容 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①生活介護 | <p>常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。</p> <p>常時介護が必要な障害者で、施設入所者の人は、50歳未満は障害支援区分4以上、50歳以上は障害支援区分3以上</p> <p>在宅の人は、50歳未満は障害支援区分3以上、50歳以上は障害支援区分2以上</p> |
| ②自立訓練 | <p>【機能訓練】</p> <p>通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施 (対象者)</p> <p>身体障害者又は難病等</p> <p>【生活訓練】</p> <p>通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施 (対象者)</p> <p>知的障害者、精神障害者</p> |
| ③就労移行支援 | <p>一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援する。 (対象者)</p> <p>一般企業等へ就労を希望する65歳未満の障害者</p> |
| ④就労継続支援 | <p>【A[雇用]型】</p> <p>雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 (対象者)</p> <p>就労機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上が図れる65歳未満の障害者</p> |

| | |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>【B[非雇用]型】</p> <p>一般企業等での就労が困難な障害者を対象に生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>（対象者）</p> <p>就労機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害者</p> |
| <p>⑤療養介護</p> | <p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。</p> <p>（対象者）</p> <p>①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している人（障害支援区分6）</p> <p>②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者（障害支援区分5以上）</p> |
| <p>⑥短期入所 （ショートステイ）</p> | <p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。</p> <p>（対象者）</p> <p>一時的に家族の介護が困難な人や宿泊訓練等利用希望の人で、障害支援区分1以上の障害者</p> <p>障害児においては、必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児。</p> |
| <p>⑦就労定着支援</p> | <p>生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上で問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。</p> |

| | |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(対象者)</p> <p>就労移行支援等（生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援）を利用した後，通常の事業所に新たに雇用された障害者であって，就労を継続している期間が6か月経過したかた。</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

①生活介護

現状と課題

日中活動系サービスの中心的事業であり入所施設から退所する人又は精神科病院からの退院する人が地域生活への移行後の日中活動の場の確保が必要となります。

アンケート調査でも，必要な在宅サービスが適切に利用できることが望まれ，利用したいサービスでも上位を占めています。

第5期計画時の見込み量どおりの利用者でした。今後は，障害のある人等の自立目的に沿った様々なニーズにあったサービス提供が必要となり，更に内容の拡充が求められるものと考えます。

今後のサービス見込み量

本市では，令和2年度までの利用実績等を勘案し，令和5年度末において，1か月あたり253人，4,883日のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人，下段・日数)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|------|------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 生活介護 | 見込み量 | 217 | 231 | 246 | 243 | 248 | 253 |
| | | 4,203 | 4,474 | 4,765 | 4,690 | 4,786 | 4,883 |
| | 実績値 | 208 | 233 | 238 | — | — | — |
| | | 4,104 | 4,387 | 4,623 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに，上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数），下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

②自立訓練

現状と課題

アンケート調査でも，今後利用したいサービスにおいて居宅介護（ホー

ムヘルプサービス) に次いで利用したいサービスに挙げられていました。

第5期計画時の見込み量に対し、機能訓練は利用者の人数は変わりませんが利用日数が見込みを上回りました。生活訓練は見込み量を下回りました。サービス提供事業所が少ない点から、更なる実施事業所の拡充が求められています。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用実績、施設や病院からの地域移行等の要素を勘案し、令和5年度末において、機能訓練については、1か月あたり1人、13日分のサービス利用量を見込むこととします。生活訓練については、1か月あたり21人、395日分のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・日数)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------------|------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 見込み量 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | | 18 | 18 | 18 | 13 | 13 | 13 |
| | 実績値 | 3 | 3 | 1 | — | — | — |
| | | 43 | 30 | 15 | — | — | — |
| 自立訓練 (生活訓練) | 見込み量 | 23 | 24 | 25 | 21 | 21 | 21 |
| | | 402 | 420 | 437 | 395 | 395 | 395 |
| | 実績値 | 20 | 20 | 21 | — | — | — |
| | | 394 | 376 | 379 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数(1月あたりの平均利用者数)、下段はサービス量(1月あたりの平均利用日数)

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

③就労移行支援

現状と課題

アンケート調査では、精神保健福祉手帳を所持している方の37%の方が、療育手帳所持者では32%の方が職業訓練などを受けたいと回答しています。

第5期計画の実績は見込み量を若干下回りましたが、就労移行支援は、まさに就労へ結びつための直接的な支援として充実が必要と考えられます。

今後のサービス見込み量

就労の実現に向けた重要なサービスであるため、国の成果目標における目標値を目指し、令和5年度末において、1か月あたり43人、757日分のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・日数)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------|------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 就労移行支援 | 見込み量 | 37 | 41 | 44 | 39 | 41 | 43 |
| | | 623 | 690 | 741 | 686 | 722 | 757 |
| | 実績値 | 33 | 34 | 37 | — | — | — |
| | | 589 | 584 | 659 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

④就労継続支援

現状と課題

働く意思がありながら一般就労が困難な障害のある人の就労の場として、就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられます。ここ数年のサービス事業者の増加に伴い、利用時間、人数ともに伸びていますが、第5期計画期間においては、特にA型、B型とも見込み量を超える利用でした。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用実績等を勘案し、令和5年度末において、A型については、1か月あたり119人、2,237日分のサービス利用量を見込むこととします。B型については、1か月あたり185人、3,182日分のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・日数)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------------|------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 就労継続支援 (A型) | 見込み量 | 58 | 64 | 71 | 100 | 109 | 119 |
| | | 1,128 | 1,245 | 1,381 | 1,880 | 2,049 | 2,237 |
| | 実績値 | 76 | 83 | 91 | — | — | — |
| | | 1,470 | 1,503 | 1,725 | — | — | — |
| 就労継続支援 (B型) | 見込み量 | 160 | 160 | 160 | 179 | 182 | 185 |
| | | 2,672 | 2,672 | 2,672 | 3,079 | 3,130 | 3,182 |
| | 実績値 | 171 | 183 | 176 | — | — | — |
| | | 2,968 | 3,094 | 3,066 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

⑤療養介護

現状と課題

第5期計画時の見込み量どおりの利用者でしたが、他のサービスに比べ利用実績は少なく、他の医療給付制度の利用によるものが想定されます。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用実績等を勘案し、令和5年度末において、1か月あたり3人、92日分のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・日数)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|------|------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 療養介護 | 見込み量 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | | 116 | 116 | 116 | 92 | 92 | 92 |
| | 実績値 | 4 | 3 | 3 | — | — | — |
| | | 111 | 92 | 92 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

⑥短期入所（ショートステイ）

現状と課題

アンケート調査では、緊急時の利用のために体験させたくても市内には無く、遠方の施設で体験させざるを得ない状況であり、肝心なときに空きがなく使えなかったといったご意見がありました。

短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多く、第5期計画期間の見込み量に対して平均利用者、利用日数とも下回りました。

短期入所は、市内の入所施設1か所で、資源が少ないため身近な場所で利用することができるような体制整備が課題となっています。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用者数の推移を勘案し、令和5年度末における1か月あたり7人、108人日分のサービス量を見込むこととします。

（単位：上段・人，下段・日数）

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|------|------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 短期入所 | 見込み量 | 19 | 21 | 24 | 7 | 7 | 7 |
| | | 149 | 164 | 188 | 108 | 108 | 108 |
| | 実績値 | 14 | 14 | 7 | — | — | — |
| | | 101 | 140 | 108 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

⑦就労定着支援

現状と課題

アンケート調査でも、精神障害者保健福祉手帳所持者の17%が就労後のフォロー、職場と支援機関の連携が就労支援に必要と回答しています。平成30年度からの新サービスで市内には事業所が1か所と少なく一般就労後の定着支援の充実のため、実施事業所の参入を推進していきます。

今後のサービス見込み量

平成30年度からの新サービスのため平成30年度から令和2年度までの見込みは行いませんでしたが、令和2年度までの利用実績等を勘案し、令和5年度末において、1か月あたり20人、20日分のサービス利用量を見込むこ

ととします。

(単位:上段・人, 下段・日数)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 就労定着支援 | 見込量 | — | — | — | 20 | 20 | 20 |
| | | — | — | — | 20 | 20 | 20 |
| | 実績値 | 5 | 15 | 19 | — | — | — |
| | | 5 | 15 | 19 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数（1月あたりの平均利用者数）、下段はサービス量（1月あたりの平均利用日数）

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系のサービスについては、特別支援学校の卒業生、入所施設から退所した人又は精神科病院から退院した人の日中活動の場を確保するため、必要なサービス量の確保と、訪問系サービスと同様、人材の確保及び多様化するニーズに対応するスキルアップが重要と考えます。

そのためには、日ごろから利用者のニーズを把握するため、地域の事業所や自立支援協議会等との連携を更に強化し、近隣市町とも協力し合いながら広域的な利用に対する配慮や利用者が必要とする適正なサービス量の提供に努めていきます。

(3) 居住系サービス

| 区分 | 内容 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①共同生活援助 (グループホーム) | 障害者につき主として夜間において共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。 (対象者) 身体障害者、知的障害者、精神障害者で障害支援区分1以上又は非該当者 |

| | |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>②施設入所支援</p> | <p>施設に入所する障害者に対して、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護を行います。 (対象者) 身体障害者、知的障害者であって、家庭内での介助が困難な人 50歳未満は障害支援区分4以上、50歳以上は障害支援区分3以上</p> |
| <p>③自立生活援助</p> | <p>居宅において単身で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応により、居宅における自立した日常生活を営む上での問題を把握し、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。 (対象者) 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は、居宅において単身であるため若しくは同居家族等が障害や、疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者。</p> |

①共同生活援助（グループホーム）

現状と課題

アンケート調査において、住まいについてどのような取り組みが必要か訊ねたところ、療育手帳所持者の50%の方がグループホームの整備、入所施設の整備をしてほしいとの回答でした。

共同生活援助は、地域生活移行の推進、障害者の保護者からは、親なき後の生活の場として望む声が多く、今後の利用者は益々増加していくものと考えられますが、地域資源が少ないのが実情です。今後も引き続き、施設の整備が求められています。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用実績等を勘案し、令和5年度末において112人分のサービス量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 共同生活援助 | 見込量 | 75 | 80 | 85 | 106 | 109 | 112 |
| | 実績値 | 81 | 100 | 103 | — | — | — |

※ 実績値の平成31～令和元年度は1月あたりの平均利用実績, 令和2年度は平均利用見込み

②施設入所支援

現状と課題

入所施設でもグループホーム同様, 入所施設の整備を希望している方が多く, 施設入所支援では, 令和元年度までの利用実績等をみると見込み量は下回っていますが, 施設入所の待機者もいるため, 待機者を加えると見込み量より多い状況となっています。入所者の重度化, 高齢化により, 入所施設からの退所は入院, 死亡を理由とする割合が年々高まっており, 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向にあり, 地域移行を進めるためには地域における受皿の整備や支援体制の充実を進めていく必要があります。

今後のサービス見込み量

本市では, 令和2年度までの利用実績と国の成果目標から, 令和5年度末において127人分のサービス量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 施設入所支援 | 見込量 | 107 | 112 | 120 | 114 | 120 | 127 |
| | 実績値 | 97 | 107 | 108 | — | — | — |

※ 実績値の平成30～令和元年度は1月あたりの平均利用実績, 令和2年度は平均利用見込み

③自立生活援助

現状と課題

平成30年度からの新サービスで市内にサービス提供事業所もなく実施事業所の参入を推進していきます。

今後のサービス見込み量

平成30年度からの新サービスのため平成30年度から令和2年度までの

見込みは行いませんでしたが、入所施設から地域生活移行者の利用を見込み、令和5年度末において、1か月あたり1人、2日分のサービス利用量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・日)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 自立生活援助 | 見込量 | — | — | — | 1 | 1 | 1 |
| | | — | — | — | 2 | 2 | 2 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| | | 0 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 見込み量・実績値ともに、上段は利用者数(1月あたりの平均利用者数)、下段はサービス量(1月あたりの平均利用日数)

※ 実績値の令和2年度は平均利用見込み

居住系サービスの確保の方策

在宅で生活することが困難な障害のある人が、夜間の生活の場として活用するとともに、地域社会で生活する障害のある人も身近なところで利用できるよう、現状において乏しい資源の増加を目指し、親亡き後の生活の場としても居住系サービスの新規事業者の参入を推進していきます。

(4) 相談支援

相談支援事業とは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスをいいます。

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある方が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や意向等を勘案しサービスの種類、内容等について計画を作成するサービスです。 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域移行支援 | 症状が安定しており受入れ条件が整えば、退所、退院が可能な障害者支援施設に入所している者、精神科病院に1年以上入院している者、又は1年未満の入院者で特に支援が必要な者等を対象とし、6か月以内を原則として、社会復帰を目指すために住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援等を実施するサービスです。 |
| 地域定着支援 | 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者や、家族と同居していても家庭の状況により家族の支援を受けられない障害のある方を対象とし、一定期間内で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他の支援等を実施するサービスです。 |

現状と課題

障害のある人が自立して住み慣れた地域で生活するためには、不安や希望を受け止め、ニーズに合わせて複数のサービスを適切に調整するための相談支援事業所の充実が重要です。

平成30年度のアンケート調査でも在宅移行で相談支援を受けられず、情報が得られなく、在宅移行準備から支援員の介入があれば不安が解消されるといったご意見がありました。

支援を必要とする障害のある人が年々増加し、ニーズも多様化してきています。市民にとって、より身近でいつでも相談できる支援体制を確立していく必要があります。

計画相談支援の実績は年々増加していますが、サービス提供事業所が少ないことまた、相談員数も不足しており相談支援事業所の新設及び相談員の増員が求められます。地域移行支援は令和元年度に1人の利用がありました。地域定着支援の利用者はいませんでした。

今後のサービス見込み量

本市では、令和2年度までの利用実績等を勘案し、令和5年度末におけるサービス量を次のとおり見込むこととします。地域移行支援、地域定着支援については施設入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行後に利用が見込まれるため、必要なサービス量を見込みます。

(単位:人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 計画相談支援 | 見込量 | 627 | 641 | 655 | 767 | 787 | 807 |
| | 実績値 | 662 | 729 | 748 | — | — | — |
| 地域移行支援 | 見込量 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 0 | 1 | 0 | — | — | — |
| 地域定着支援 | 見込量 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 実績値の平成30～令和元年度は年間実利用者、令和2年度は年間実利用者見込み

相談支援体制の確保の方策

障害のある方やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整を行い、適切な障害福祉サービス等を組み合わせ、サービス利用計画を作成する計画相談支援の需要は高く相談支援体制を充実させていく必要があります。

地域生活支援事業における相談支援では障害のある人やその家族、関係者から日常生活上の問題や障害福祉サービスの利用、権利擁護など幅広く相談できる体制を充実していくことが望めます。

そのためには、障害種別に応じた相談支援体制の構築、相談支援事業所相互の連携を強化し、様々な情報の集約・提供を図りつつ、より良い相談支援につながるよう体制の充実に努めます。また、資源の充実を図るため、事業者の新規参入についても引き続き推進していきます。

4. 障害児通所支援，障害児相談支援の見込み量について

成果目標

第1期障害児福祉計画において，各市町村に児童発達支援センターの設置，保育所等訪問支援の実施体制の確保，重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を掲げているが平成30年度末現在において達成状況はいずれも十分とはなっていない。

また，聴覚障害児を含む難聴児の支援にあたっては，保育，保健医療，教育の関係機関と連携し，切れ目のない支援を行うことが重要である。

- ①令和5年度末までに，児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を目指すために，児童発達支援センターを各市町村に1か所設置
- ②令和5年度末までに，保育所等訪問支援を利用できる体制を全ての市町村において構築
- ③令和5年度末までに，都道府県において，難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築
- ④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上を確保

※重症心身障害児とは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態を重症心身障害児としています。

医学的な診断名ではなく児童福祉法上の定義となっています。（児童福祉法第7条）

- ⑤令和5年度末までに，各都道府県，各圏域及び各市町村において保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。

| 区分 | 内容 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援 | <p>手帳取得の有無にかかわらず，発達に支援が必要な未就学児を障害児施設等に通わせ，日常生活における基本的な動作の指導，自活に必要な知識や技能の付与，集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>（対象者） 未就学の障害児</p> |
| 放課後等デイサービス | <p>手帳取得の有無にかかわらず，発達に支援が必要な就学児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより自立を促進するとともに，放課後等の居場所を提供するものです。</p> <p>（対象者） 学校（幼稚園，大学を除く）に就学している障害児</p> |
| 保育所等訪問支援 | <p>手帳取得の有無にかかわらず，保育所等を現在利用中の発達に支援が必要な子供に対して，保育所等の安定した利用を促進するために，保育所等において集団生活の適応のための専門的な支援を行います。</p> <p>（対象者） 保育所，幼稚園，小学校，特別支援学校，認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児</p> |
| 医療型児童発達支援 | <p>未就学児に対して，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等をするとともに，身体状況により，治療行為の提供を加えたものをいいます。</p> <p>（対象者） 肢体不自由があり，理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児</p> |

| | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅訪問型児童発達支援 | <p>重度の障害等の状態にあり，障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し，居宅を訪問し発達支援等を行います。</p> <p>(対象者)</p> <p>重度の障害等により，障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児</p> |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 障害児通所支援

現状と課題

障害児の障害福祉サービスについては，平成 24 年度から児童福祉法に根拠規定が一本化され体系も再編されました。

本市における子供の出生率は下がっていますが，発達に支援が必要な子供の人数は減少していません。

通所支援サービスの支給決定者数は令和元年度 497 人で，0 歳から 18 歳未満の 13,883 人の 3.5%を占めています。児童発達支援にあっては 235 人で 5 歳未満の 4,038 人の 5.8%を占めています。

子供が地域で健やかに育つためには，例えば市のこども発達センターが地域支援として発達支援のノウハウを地域の他の事業所に提供するなどし障害児通所支援事業を実施する事業所と連携を図り地域におけるサービスの充実を図る必要があります。本市には未就学児を対象にした児童発達支援は 4 事業所，小学生以降は学校や地域の 13 の障害児通所支援事業所で支援を受けることとなります。

また，こども発達センターでは保護者の子育て支援のひとつとして，保護者に対して家庭訪問やペアレントトレーニングを実施して，家庭での子育て支援を行っています。

重症心身障害児や医療的ケア児についても，身近な地域で必要な支援が受けられるよう人数やニーズを把握するとともに，地域の課題や地域資源の開発等を行いながら支援体制の充実を図ります。

発達に支援が必要な子供が，地域で安心して暮らし，社会参加していくためには，乳幼児から学校卒業後の就労等に至るまで，関係機関が一体となって子供の発達への支援を継続していくことが必要です。

発達に支援が必要な子供の子育ては，保護者の負担も多く，発達の偏りや遅れを「気づき」の段階から保護者に寄り添い，子育ての負担の軽減，具体的な育児，療育方法の提案なども含めた家族支援が必要です。

今後のサービス見込み量

児童発達支援については、専門的な訓練等の提供があることから、事業所が少ない現状にあります。既存資源の連携を更に強化するとともに、事業者の新規参入を図るとともに公的機関の役割として、民間の事業所では受入れが困難な子供の受入れ、支援の必要な子供たちが安心、安全に療育が受けられるよう「こども発達センター」の機能の見直しを図る等で、障害児の増加に対応します。

放課後等デイサービスについては、事業者の新規参入が続き、提供体制も安定してきました。保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの子育て支援策と連携を図るとともに、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目のない支援が受けることができるよう、福祉部と教育委員会がより緊密な連携を図ります。

保育所等訪問支援については取手市のこども発達センターで平成30年度から事業を始め、子育て支援課で行っている保育所等の巡回相談事業との連携を図ります。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、本市に事業所が存在しないため近隣の事業所の利用につなげます。

これらを踏まえサービス量を見込むこととします。

(単位:人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|-----------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 児童発達支援 | 見込量 | 190 | 200 | 210 | 149 | 149 | 149 |
| | 実績値 | 202 | 190 | 149 | — | — | — |
| 放課後等 デイサービス | 見込量 | 180 | 201 | 225 | 221 | 221 | 221 |
| | 実績値 | 186 | 220 | 221 | — | — | — |
| 保育所等訪問 支援 | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 |
| | 実績値 | 2 | 5 | 0 | — | — | — |
| 医療型 児童発達支援 | 見込量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 居宅訪問型児 童発達支援 | 見込量 | — | — | — | 1 | 1 | 1 |
| | 実績値 | 0 | 1 | 1 | — | — | — |

※ 実績値の平成30～令和元年度は1月あたりの平均利用者数、令和2年度は平均利用見込み者数

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する人が、適切にサービスを利用することができるように、心身の状況や意向等勘案しサービスの種類、内容等についてサービス利用計画を作成するものです。

現状と課題

障害児相談支援は、障害者の相談支援同様、利用するサービスの支給決定時からケアマネジメントを実施し、更に一定期間ごとのモニタリングを行うことで、障害児一人ひとりに即したサービスの内容と量を提供することができるようにするものです。事業所が5か所となりましたが現状においてはセルフプランがまだ多くを占めています。

今後のサービス見込み量

障害児通所支援を利用する全ての児童を対象として見込みます。計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、事業者との連携強化を図り質の向上を図ります。また、事業者の新規参入に関しても、引き続き推進していきます。

(単位:人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|-------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 障害児相談 支援 | 対象者 | 471 | 501 | 531 | 457 | 457 | 457 |
| | 実績値 | 242 | 274 | 277 | — | — | — |

※ 実績値の平成30～令和元年度は実利用者、2年度は実利用者見込み

障害児通所支援サービスの確保の方策

現在市には、児童発達支援で指定を受けた事業所が4か所、放課後等デイサービスで指定を受けている事業所が13か所、保育所等訪問支援事業所1か所、障害児相談支援事業所5か所あります。

障害児支援の希望者は増加の傾向にあり、見込み量の把握に努め障害児が、切れ目のない支援を受けることができるよう、教育、保育等の関係機関と連携しサービス提供事業所である社会資源の効率的かつ効果的な運用を図るとともに療育の質の向上に努めます。

5. 地域生活支援事業の見込み量について

地域生活支援事業は、平成 19 年度から開始された市町村必須事業で、現在は障害者総合支援法に基づき、市町村が実施するサービスで、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により必要な事業を計画的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

地域生活支援事業の名称と概要

| | |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 相談支援事業 (必須事業)</p> | <p>障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障害福祉サービスの利用促進や虐待の防止など、関係機関との連携を図りながら必要な支援をする事業です。</p> |
| <p>(2) 意思疎通支援事業 (必須事業)</p> | <p>聴覚、言語機能、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。</p> |
| <p>(3) 日常生活用具給付等事業 (必須事業)</p> | <p>在宅の障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。</p> |
| <p>(4) 移動支援事業 (必須事業)</p> | <p>屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。</p> |
| <p>(5) 地域活動支援センター事業 (必須事業)</p> | <p>障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う事業です。</p> |
| <p>(6) 成年後見制度利用支援事業 (必須事業)</p> | <p>知的障害者及び精神障害者で判断能力が不十分な状態にある人で、家族や親族等による法的後見人の選任の申立てが期待できず、費用負担もできない人について市長が法定後見制度の申立て等を行い、後見人等の報酬を負担する事業です。</p> |

| | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (7) 日中一時支援事業 | 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。 |
| (8) 訪問入浴サービス事業 | 重度の障害のある人で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な人に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。 |
| (9) 生活支援事業 | <p>①生活訓練等事業 障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行う事業です。</p> <p>②本人活動支援事業 障害者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。取手市社会福祉協議会が実施する事業への補助事業です。(障害者のパソコン教室、たんぽぽコンサート、青年学級YMOを開催しています。)</p> |
| (10) 社会参加促進事業 | <p>スポーツや芸術文化活動等を行うことにより、障害者等の社会参加を促進することを目的としています。取手市社会福祉協議会が実施する事業への補助事業です。</p> <p>①点訳奉仕員養成事業 ②朗読奉仕員養成事業 ③要約筆記奉仕員養成事業 ④手話奉仕員養成事業 ⑤点字、声の広報等発行事業</p> |
| (11) 自動車運転免許取得助成事業 | 障害のある人が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する制度です。 |
| (12) 自動車改造助成事業 | 身体障害者が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する制度です。 |

| | |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(13) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</p> | <p>障害者等の交流，余暇活動の質の向上，体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより障害者等の社会参加を促進することを目的としています。取手市社会福祉協議会が実施する事業への補助事業です。 (スポーツやレクリエーションを行い地域のボランティアとの交流を目的とし「スキー教室」を実施しています。)</p> |
| <p>(14) 芸術・文化講座開催等事業</p> | <p>障害者等の芸術文化活動を振興することにより障害者等の社会参加を促進することを目的としています。取手市社会福祉協議会が実施する事業への補助事業です。 (「障害者作品展」では，市内の障害者のすばらしい作品を展示し，広く市民に知ってもらうためイベントも同時開催し，より多くの人に来場してもらうように努めています。)</p> |

(1) 相談支援事業

現状と課題

支援を必要とする障害者が年々増加し，ニーズも多様化しています。障害福祉課に精神保健福祉士，社会福祉士，臨床心理士，保健師を配置し市民にとって，身近でいつでも相談できる支援体制づくりを推進していきます。

今後のサービス見込み量

本市では，令和2年度までの実情を勘案し，令和5年度末において，障害者相談支援事業3か所（障害福祉課，藤代総合窓口課，医療法人精光会いなしきハートフルセンター）を見込むこととします。

| 区分 | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 障害者相談支援事業 (実施か所数) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

見込み量確保の方策

基本的には第5期計画を踏襲し、第6期計画を推進していきます。

相談支援事業については、障害福祉課が基幹相談支援センターの役割を担いながら、障害福祉サービスの相談支援事業所との連携や取手市自立支援協議会の地域で生活していくための部会でも、緊急時の相談支援体制や地域における生活の安心感というものを課題として取り組むなど相談支援体制の拡充を図ります。

(2) 意思疎通支援事業

現状と課題

意思疎通支援事業では、平成30年度、令和元年度2か年の総見込み量を利用実績が上回っています。

見込み量を上回っていますが必要に応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うことに不足は生じていませんが、意思疎通支援事業をより多くの人たちに周知を図っていきます。

令和元年度から週2日障害福祉課内に手話通訳者を設置し、窓口での各種申請、相談の際のサポートを行っています。令和元年度は延べ116人の方が利用されました。

今後のサービス見込み量

第6期計画については、第5期の平均的な伸び率を勘案し必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・人, 下段・人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------|------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 意思疎通支援事業 | 見込み量 | 36 | 36 | 36 | 30 | 30 | 30 |
| | 実績値 | 29 | 46 | 15 | — | — | — |

※ 平成30～令和元年度は各年度末利用延べ実績、ただし令和2年度は利用延べ実績見込み

見込み量確保の方策

聴覚障害のある人の意思疎通支援事業については、支援が継続的に提供できる体制づくりを確保するため、手話通訳者や要約筆記者といった支援者を養成するため、社会福祉協議会が実施する社会参加促進事業との一体

的な展開を推進します。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の主な給付品目は以下のとおりです。

| 区分 | 品目 |
|--------------|-------------------------------|
| ①介護・訓練支援用具 | 特殊寝台，特殊マット，体位変換器等 |
| ②自立生活支援用具 | 入浴補助用具，火災警報器，聴覚障害者用屋内信号装置等 |
| ③在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器，盲人用体温計等 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 点字器，聴覚障害者用通信装置，視覚障害者用図書，人工喉頭等 |
| ⑤排せつ管理支援用具 | ストマ用装具，紙おむつ等 |
| ⑥居住生活動作補助用具 | 設置に小規模な住宅改修を伴う用具 |

現状と課題

日常生活用具給付等事業で取り扱う品目は多種多様であり，耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがみられます。

今後も，障害者一人ひとりの障害特性，ニーズ等を的確に把握し，必要性に応じた見直しをするなど，柔軟な対応が求められています。

今後のサービス見込み量

第6期計画については，第5期の平均的な伸び率を勘案し必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・件，下段・件)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| ①介護・訓練支援用具 | 見込量 | 3 | 3 | 3 | 7 | 7 | 7 |
| | 実績値 | 2 | 4 | 12 | — | — | — |
| ②自立生活支援用具 | 見込量 | 18 | 18 | 18 | 16 | 16 | 16 |
| | 実績値 | 11 | 15 | 21 | — | — | — |

| | | | | | | | |
|----------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ③在宅療養等 支援用具 | 見込量 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 実績値 | 10 | 5 | 6 | — | — | — |
| ④情報・意思 疎通支援用具 | 見込量 | 11 | 11 | 11 | 16 | 16 | 16 |
| | 実績値 | 18 | 13 | 15 | — | — | — |
| ⑤排せつ管理 支援用具 | 見込量 | 2,420 | 2,420 | 2,420 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |
| | 実績値 | 2,334 | 2,327 | 2,520 | — | — | — |
| ⑥居宅生活動 作補助用具 (住宅改修費) | 見込量 | 5 | 5 | 5 | 11 | 11 | 11 |
| | 実績値 | 6 | 7 | 18 | — | — | — |
| 合 計 | 見込量 | 2,464 | 2,464 | 2,464 | 2,457 | 2,457 | 2,457 |
| | 実績値 | 2,381 | 2,371 | 2,592 | — | — | — |

※ 平成 30～令和元年度は各年度末延べ実績、ただし令和 2 年度は利用延べ実績見込み

見込み量確保の方策

障害のある人が安定した日常生活を送るため、必要に応じて国の基準に基づき対象品目、支給範囲、耐用年数等の見直しを進めていきます。

(4) 移動支援事業

現状と課題

第 5 期計画期間においては利用実績は見込みを上回る結果となりました。市内及び近隣事業者において、希望するサービス供給量を維持しています。

今後のサービス見込み量

第 6 期計画については、第 5 期の平均的な伸び率を勘案し必要なサービス量を見込みます。

(単位:上段・人, 下段・時間)

| 区分 | | 第 5 期計画期間 | | | 第 6 期計画期間 | | |
|--------|-----|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | | 30 年度 | 元年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 |
| 移動支援事業 | 見込量 | 11 | 12 | 13 | 23 | 24 | 25 |
| | | 1,656 | 1,807 | 1,957 | 1,967 | 2,052 | 2,138 |
| | 実績値 | 22 | 28 | 22 | — | — | — |
| | | 1,712 | 2,453 | 1,995 | — | — | — |

※ 平成 30～令和元年度は各年度末延べ実績、ただし令和 2 年度は利用延べ実績見込み

見込み量確保の方策

移動支援事業については、現在のサービス水準を維持しながら、今後も引き続き、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できる供給基盤を整備し安定したサービス供給に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

市内には、主に身体障害者を対象にしたプログラムを実施している障害者福祉センターあけぼの（Ⅱ型）と、主に知的障害者を対象にしたプログラムを実施している障害者福祉センターつつじ園（基礎的事業）の2か所で実施しています。

また、竜ヶ崎保健所圏内の5市2町で委託している「いなしきハートフルセンター（Ⅰ型）は、主に精神障害者の相談支援と合わせていろいろなプログラムを実施しています。

①基礎的事業

創作的活動、生産的活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を通じ障害者の生活支援を行います。

②機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能強化を図るため、下記のようにⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け事業を実施する。

| | 事業内容 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ型 | 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉及び地域社会との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための啓発普及等を実施する。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件。 |
| Ⅱ型 | 地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 |
| Ⅲ型 | 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所事業（小規模作業所等）や、自立支援給付に基づく事業所併設事業として実施する。 |

現状と課題

地域活動支援センター事業では、見込み量（設置か所数）は達成されていますが、今後は、利用者の障害状況にあったサービス内容の提供など、運営の柔軟性が求められています。

今後のサービス見込み量

地域移行が進むなかで、地域活動支援センターは重要なものとなっており、本市では、令和2年度までの利用実績を踏まえ、令和5年度において、3か所、115人のサービス量を見込むこととします。

(単位:上段・人, 下段・人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|---------------------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 地域活動支援センター(あけぼの) | 見込量 | 16 | 16 | 16 | 10 | 10 | 10 |
| | 実績値 | 16 | 10 | 10 | — | — | — |
| 地域活動支援センター(つつじ園) | 見込量 | 85 | 85 | 85 | 87 | 87 | 87 |
| | 実績値 | 88 | 86 | 86 | — | — | — |
| 地域活動支援センター(いなしきハートフルセンター) | 見込量 | 19 | 19 | 19 | 18 | 18 | 18 |
| | 実績値 | 20 | 18 | 16 | — | — | — |

※ 平成30～令和元年度は各年度平均登録者数、ただし令和2年度は利用実績見込み

見込み量確保の方策

地域活動支援センターは、障害者の居場所づくりの観点から、常に利用者のニーズを的確に把握し、柔軟な対応を図っていきます。

障害者福祉センターあけぼの(Ⅱ型)と、障害者福祉センターつつじ園(基礎的事業)で行われている地域活動支援センターについては指定管理者による管理運営を継続し、いなしきハートフルセンターで行われている地域活動支援センター(Ⅰ型)に対しては、運営の安定を図るため、引き続き運営費の助成を行います。

(6) 成年後見制度利用支援事業

現状と課題

市長申立てによる登記手数料等の助成及び後見人報酬の助成ですが、平成30年度において後見人報酬への扶助に対する助成が1件ありました。令和元年度においては報酬助成の申請はありませんでしたが、市長申立て

による申請が3件ありました。

令和2年度は市長申立て3件、後見人報酬助成4件の利用を見込んでいます。

今後のサービス見込み量

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|------------------|-------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 市長申立て | 1件 | 3件 | 3件 | 5件 | 6件 | 6件 |
| | 後見人報酬 助成 | 1件 | 0件 | 4件 | 4件 | 4件 | 4件 |

今後の取り組み・実施に関する考え方

第6期については、本人や保護者の障害受容が進んでいることにより各種手帳の所持者が増えていることから。障害のある人が地域で安心して生活できるよう早期の段階からの相談を受け、本人の意思決定に基づいた申立てと支援ができるよう権利擁護の体制の充実に取り組むとともに、社会福祉協議会が実施する権利擁護の中核機関である成年後見サポートセンターとの連携を強化し利用者の拡大を図ります。

(7) 日中一時支援事業

現状と課題

日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、障害者等に活動の場や見守り等の支援を提供し、家族の就労支援や一時的な休息の一助となっています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

在宅で障害者を介護している家族が、就労や休息のために日中一時支援サービスを利用することにより、少しでも家族の負担軽減を図るものです。実績を勘案し必要な支給量を見込みます。

(単位:上段・ヶ所, 下段・人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|--------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 日中一時支援 事業 | 見込量 | 22 | 22 | 22 | 26 | 26 | 26 |
| | | 180 | 180 | 180 | 133 | 133 | 133 |
| | 実績値 | 26 | 26 | 26 | — | — | — |
| | | 136 | 126 | 137 | — | — | — |

※ 平成30～令和元年度は各年度末実績, ただし令和2年度は利用実績見込み

※ 上段は実施ヶ所数, 下段は実利用者数

(8) 訪問入浴サービス事業

現状と課題

重度の障害のある人で、家族の介護だけでは在宅での入浴が困難な人に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供する事業です。

令和2年度（令和2年4月現在）の利用登録者は7人です。利用頻度は週に1回程度の利用となっています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

利用者の要望に答えられるよう、柔軟な対応に努めます。

(単位:上段・ヶ所, 下段・人)

| 区分 | | 第5期計画期間 | | | 第6期計画期間 | | |
|----------------|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 訪問入浴サ- ビス事業 | 見込量 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| | | 7 | 7 | 7 | 5 | 5 | 5 |
| | 実績値 | 5 | 4 | 4 | — | — | — |
| | | 8 | 6 | 5 | — | — | — |

※ 平成30～令和元年度は各年度末実績, ただし令和2年度は利用実績見込み

※ 上段は実施ヶ所数, 下段は実利用者数

(9) 生活支援事業

①生活訓練等事業

現状と課題

障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

生活訓練等委託事業は他市（令和元年度 1 か所）の施設にも事業委託を行い、障害者が自立した生活を送るための訓練の場として利用されています。

また、市立障害者福祉センターつつじ園においては、自立して生活するための夜間の生活訓練を実施しています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

障害者の地域における自立した生活を援助するため、関係機関と連携し生活訓練事業の充実に努めます。

②本人活動支援事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助をしています。

社会参加促進事業としてスキー教室、TKK たんぽぽミュージッククラブ、けやきっ鼓会、青年学級 YMO などの知的障害者の交流会活動を行っています。できるだけ自分たちで考え、相談し実施できるようにボランティアが支援し、当事者主体の活動を進めています。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

（単位:上段・ヶ所，下段・人）

| 区分 | 第5期計画期間（実績値） | | | 第6期計画期間（見込量） | | |
|------------|--------------|-----|-----|--------------|-----|-----|
| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 1)生活訓練等事業 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 41 | 39 | 37 | 39 | 39 | 39 |
| 2)本人活動支援事業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 150 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |

※ 上段は実施ヶ所数，下段は実利者数

※ 第5期平成30～令和元年度は各年度実績，ただし令和2年度は利用実績見込み

(10) 社会参加促進事業

①点訳奉仕員養成事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

養成講座を実施していますが、参加者が少ないのが実情です。
ボランティア活動につながるような魅力ある内容を実施し、点字の啓発
及びボランティアサークルへの加入につながるように努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

②朗読奉仕員養成事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

取手市社会福祉協議会では、毎年養成講座を実施しています、補助は2
年ごとに行っています。参加者については定員に達しないことも多く、事
業の周知の充実を図り、多くの人に参加できるよう開催方法等も検討し、
参加者を増やしていく必要があります。受講後は視覚障害者に対する広報
等の音訳ボランティアにつながる重要な講座のため、地域の視覚障害者の
理解者、支援者が増えていくように努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

③要約筆記奉仕員養成事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

取手市社会福祉協議会では、朗読奉仕員養成講座と交互に2年に1回の
割合で講座を企画、開催していますが、手話に比べ認知度が低いためか、
参加者が少なく、要約筆記の重要性からも講座の開催方法等について今後
も検討し、受講生に興味関心を持ってもらえるよう活動を広め、地域の聴
覚障害者の理解者、支援者が増えていくように努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

④手話奉仕員養成事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

取手市社会福祉協議会では、手話に興味関心を持ってもらいサークル活

動につなげるため毎年入門編の養成講座を実施しています。一時期は定員を超える受講がありました。徐々に受講生が減ってきています。講座のなかで聴覚障害者の生活についての特別講座も開催し、地域の聴覚障害者への理解や支援の必要性なども学んでもらい理解者、支援者が増えていくように努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

⑤点字・声の広報等発行事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

文字による情報の入手が困難な視覚障害者のために、4つのボランティア団体が広報とりでや社協情報誌等の点訳、音訳CDを配布することにより、必要とする情報を提供しています。ボランティアの育成の充実とともに当事業を周知拡大し、利用者の増加を図ります。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

(11) 自動車運転免許取得助成事業

今後の取り組み・実施に関する考え方

引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。

(12) 自動車改造助成事業

今後の取り組み・実施に関する考え方

引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。

(13) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

スポーツやレクリエーションを行い地域のボランティアとの交流を目的にスキーと一緒に楽しむ「スキー教室」を実施しています。

障害者の社会参加促進、障害がある人もない人も一堂に会して、スポーツやレクリエーションを行うことで障害者への理解を深め、心の交流を図

ります。今後は、より多くの参加者、支援者を更に増やしていくためにも参加しやすい企画、運営に努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

(14) 芸術・文化講座開催等事業

現状と課題

取手市社会福祉協議会が実施する事業に対し補助しています。

「障害者作品展」では、市内の障害者のすばらしい作品を展示し、広く市民に知ってもらうためイベントも同時開催し、より多くの人に来場してもらうように努め、多くの人々に見ていただき、障害者の励みになっています。

様々な才能を開花させる場にもつなげるため、多くの障害者が参加できるような取り組みに努めます。

今後の取り組み・実施に関する考え方

市は、引き続き当該事業を補助していきます。

【各事業の見込み数】

| 区 分 | | 第6期計画期間 | | |
|-----------------------|------------|---------|-----|-----|
| | | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 10) 社会参加促進事業 | | | | |
| ①点訳奉仕員養成事業 | 見込量(単位:回) | 1 | 1 | 1 |
| ②朗読奉仕員養成事業 | 見込量(単位:回) | 1 | 1 | 1 |
| ③要約筆記奉仕員養成事業 | 見込量(単位:回) | — | 1 | — |
| ④手話奉仕員養成事業 | 見込量(単位:回) | 1 | 1 | 1 |
| ⑤点字・声の広報等発行事業 | 見込量(単位:団体) | 4 | 4 | 4 |
| 11) 自動車運転免許取得助成事業 | 見込量(単位:件) | 1 | 1 | 1 |
| 12) 自動車改造助成事業 | 見込量(単位:件) | 1 | 1 | 1 |
| 13) ｽｰｯｸﾘｰｼﾞｵﾝ教室開催等事業 | 見込量(単位:回) | 1 | 1 | 1 |
| 14) 芸術・文化講座開催等事業 | 見込量(単位:回) | 1 | 1 | 1 |

第4章 今後の施策の推進

1. 計画の進行管理

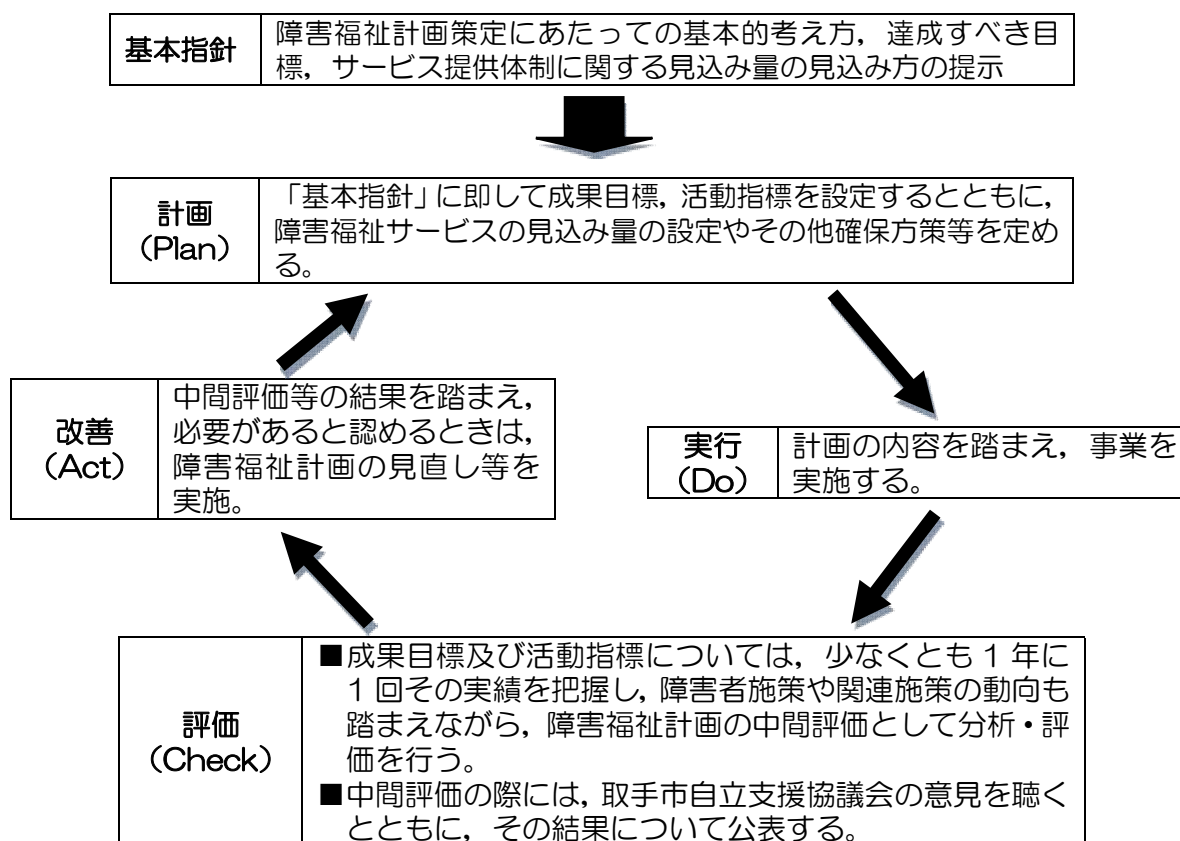
平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、定期的に、計画に定める事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な処置を講ずるものとする（PDCAサイクル）とされています。平成28年6月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されています。

本計画におけるPDCAサイクルとして、各サービスの見込み量について年度ごとに達成状況を点検します。

PDCAサイクルとは...

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

【PDCAサイクルのイメージ】



2. 関係機関等との連携強化

障害のある人が住み慣れた地域で生活をするためには、障害福祉サービスによる支援がとて重要となります。

障害の状況や生活環境にあったサービスが選択できるよう、情報の提供や、障害福祉サービスの提供の充実が必要です。

地域の中の人と人とのつながりも希薄になってきている現状のなか、公的な福祉サービスの充実は図られているものの、福祉に対するニーズや支援のあり方、内容も多種多様化し他の分野におけるサービスの組合せなど総合的に提供できる仕組みが必要とされています。

取手市地域福祉計画のもと、取手市自立支援協議会、障害福祉サービス提供事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、などの関係機関の役割分担を明確にしながら連携の強化を図っていきます。



令和3年 月

発行：取手市福祉部障害福祉課

住所：〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

電話：0297-74-2141（代）

<http://www.city.toride.ibaraki.jp/>

E-mail: shogaifukushi@city.toride.ibaraki.jp

